

令和2年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

1 日 目

○事件案 4 件

- ・長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について
- ・穂高広域施設組合格約の変更について
- ・生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設大日向農産物直売所の指定管理者の指定について
- ・村道路線の認定について

○条例案 8 件

- ・生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
- ・職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村福祉員条例を廃止する条例案
- ・災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○予算案 8 件

- ・令和2年度 生坂村一般会計予算
- ・令和2年度 生坂 村営バス特別会計予算
- ・令和2年度 生坂村福祉センター特別会計予算
- ・令和2年度 生坂村簡易水道特別会計予算
- ・令和2年度 生坂村国民健康保険特別会計予算
- ・令和2年度 生坂村農業集落排水特別会計予算
- ・令和2年度 生坂村介護保険特別会計予算
- ・令和2年度 生坂村後期高齢者医療特別会計予算

- ・総括質疑
- ・議案の委員会付託
- ・陳情、委員会付託
- ・散会

・開会	4 P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	5 P
・事件案の朗読説明	10 P
・条例案の朗読説明	11 P
・予算案の朗読説明	13 P
・総括質疑	16 P
・議案の委員会付託	16 P
・陳情、委員会付託	17 P
・散会	17 P

令和2年第1回 生坂村議会定例会

令和2年3月6日 午前10時 開議

議 事 日 程 【1日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第2号	長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について	総務建経 委員会付託
4	議案第3号	穂高広域施設組合理約の変更について	社会文教 委員会付託
5	議案第4号	生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設大日向農産物直売所の指定管理者の指定について	総務建経 委員会付託
6	議案第5号	村道路線の認定について	
7	議案第6号	生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案	社会文教 委員会付託
8	議案第7号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	総務建経 委員会付託
9	議案第8号	生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	
10	議案第9号	生坂村福祉員条例の一部を改正する条例案	
11	議案第10号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案	社会文教 委員会付託
12	議案第11号	生坂村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案	
13	議案第12号	生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	
14	議案第13号	令和2年度生坂村一般会計予算	関係部分 委員会付託
15	議案第14号	令和2年度生坂村営バス特別会計予算	総務建経 委員会付託
16	議案第15号	令和2年度生坂村福祉センター特別会計予算	社会文教 委員会付託
17	議案第16号	令和2年度生坂村簡易水道特別会計予算	総務建経 委員会付託
18	議案第17号	令和2年度生坂村国民健康保険特別会計予算	社会文教 委員会付託
19	議案第18号	令和2年度生坂村農業集落排水特別会計予算	総務建経 委員会付託
20	議案第19号	令和2年度生坂村介護保険特別会計予算	社会文教

21	議案第 20 号	令和 2 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算	委員会付託
22		総括質疑	
23		議案の委員会付託	
24		陳情について	
25		陳情の委員会付託	
		散 会	

出席議員（8名）

1 番	望 月 典 子 君	2 番	太 田 讓 君
3 番	一ノ瀬 貞 男 君	4 番	字 引 文 威 君
5 番	瀧 澤 龍 一 君	6 番	平 田 勝 章 君
7 番	吉 澤 弘 迪 君	8 番	市 川 寿 明 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第 121 条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	中 山 茂 也 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	健康福祉課長	山 本 かづ子 君
教 育 長	樋 口 雄 一 君	住 民 課 長	松 沢 昌 志 君
会 計 管 理 者	藤 澤 正 司 君	教 育 次 長	山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長	平 野 公 恵 君	書 記	眞 島 弘 光 君
--------	-----------	-----	-----------

◎村民憲章唱和（午前 10 時 00 分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。おはようございます。村民憲章唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。「生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。」では、8番、市川議員の後に ご唱和をお願いします。

8番（市川寿明君） 朗読

○議長（平田勝章君） 着席願います。

◎開 会（午前 10 時 02 分）

○議長（平田勝章君） これより、令和 2 年第 1 回、生坂村議会定例会を開会いたします。本日の会議に先立ち、申し上げます。新型コロナウイルス等の感染症予防のため、咳やくしゃみなどの症状がある方は、マスクの着用、咳エチケットを必ず行ってください。なお、一時間ごとに休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ 配付してあるとおりであります。

◎報 告（午前 10 時 03 分）

○議長（平田勝章君） はじめに、ご報告事項を申し上げます。
報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可しました。
議員派遣の件について、お手元に配付してあり、議員を派遣したのでご報告します。
また、監査委員から、令和 2 年 1 月分に関する 現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたので、ご覧ください。

◎日程 1 ・会議録署名議員の指名（午前 10 時 03 分）

○議長（平田勝章君） 日程 1 ・会議録署名議員の指名」を行います。
会議規則第 125 条の規定により、1 番、望月議員、2 番、太田議員を指名します。

◎日程 2 ・会期の決定（午前 10 時 04 分）

○議長（平田勝章君） 日程 2 ・会期の決定の件を議題とします。お諮りします。
本定例会の会期は、議会運営委員会で検討し、本日から、3 月 17 日までの 12 日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から、3 月 17 日までの 12 日間に決定しました。

◎提出議案の報告（午前10時04分）

○議長（平田勝章君） 次に、提出議案の報告をいたします。

本定例会に提出されている議案は、

議案第2号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について

議案第3号 穂高広域施設組合規約の変更について

議案第4号 生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設大日向農産物直売所の指定
管理者の指定について

議案第5号 村道路線の認定について

議案第6号 生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案

議案第7号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第8号 生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例案

議案第9号 生坂村福祉員条例を廃止する条例案

議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第11号 生坂村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

議案第12号 生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第13号 令和2年度 生坂村一般会計予算

議案第14号 令和2年度 生坂村営バス特別会計予算

議案第15号 令和2年度 生坂村福祉センター特別会計予算

議案第16号 令和2年度 生坂村簡易水道特別会計予算

議案第17号 令和2年度 生坂村国民健康保険特別会計予算

議案第18号 令和2年度 生坂村農業集落排水特別会計予算

議案第19号 令和2年度 生坂村介護保険特別会計予算

議案第20号 令和2年度 生坂村後期高齢者医療特別会計予算

の事件案4件、条例案7件、予算案8件の計19件です。

◎提案理由の説明（午前10時07分）

○議長（平田勝章君） ここで、理事者より 提案理由の説明、並びに挨拶を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 皆さんおはようございます。令和2年第1回議会3月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。昨日は二十四節気の啓蟄でして、穏やかな日が続き春の訪れを感じる今日この頃でございます。議員各位に於かれましては、何かとご繁忙の折、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃は、村政運営に対しまして、ご指導・ご鞭撻をいただいておりますことに感謝を申し上げる次第でございます。

さて、先程平田議長さんからもお話がありましたように、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大しているところであり、日本としても感染の拡大を防ぐために、今が重要な時期として、様々な要請があり、当村としても多くの方が集まります、行事、イベント、会議などを、中止、延期、規模縮小をしておりますし、小中学校は、2日から臨時休校している状況でございます。引き続き、村民の皆さんには手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いし、早期の終息を願う次第でございます。

それでは3月定例会は、来年度の事業、予算の審議が中心の議会でありまして、来年度に対する施政方針について、村民の皆さんにもお聞きいただき、引き続き村政運営にご理解とご協力をお願いする次第でございます。

さて、国では「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に基づき、潜在成長率の引き上げによる成長力の強化を目指し、Society（ソサエティ）5.0 時代に向けた人材・技術などへの投資等による生産性の飛躍的向上に取り組むとされました。

さらに、少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も、障がいや難病のある方も皆生きがいを持ち、活躍できる一億総活躍社会の実現にも取り組むとされました。加えて、国土強靱化、地方創生などの重要課題への取組も行うとされ、また、国の財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するとともに、地方においても、国の取組と基調を合わせ、徹底した見直しを進めることとされました。

当村においては、『生坂村第6次総合計画』の初年度として、4つの重点事業である「福祉の村づくり事業」「子育て支援事業」「産業振興事業」及び「地域活性化対策等事業」等を柱に予算組み立てを行いました。これまでの事業をさらに推進していくとともに、出産祝金、住宅リフォーム等補助金などの拡充や定住促進住宅の建設に加え、特定疾患のある方への見舞金、2歳未満の乳幼児のいる方への燃えるごみ袋の交付などの新規事業を行い、『人口減少対策』に最大級の効果が発揮できますよう努めてまいります。

一般会計の歳入は、自主財源であります村税は前年度とほぼ同水準であります。地方交付税は、算定基礎となる公債費が増加することに加え、地方法人課税の偏在是正の措置による増額を見込んでおり、税交付金等の一般財源総額は2,000万円強の増額の見込みとなっております。歳入全体では前年度より3,500万円の増額が見積もられる中、過疎対策事業債のうち、ハード事業では穂高広域施設組合が実施します新ごみ処理施設整備事業への分担金として1億250万円を計上するほか、村道改良事業、県営中山間総合整備事業及び定住促進住宅建設事業の継続と、CATV文字放送システム整備事業やプレハブ式冷蔵庫設置事業などの新規を合わせて8事業の借入れを予定しております。また、下生坂地区での地すべり対策事業のために、緊急自然災害防止対策事業債を活用いたします。過疎対策事業債のソフト事業は発行限度額の3,500万円を計上し、村債全体では2億8,990万円で400万円の増額となりました。基金の繰入金では、ふるさと「いくさか」応援基金から367万円減の1,545万円の繰入を行う一方、財源補填分を合わせた全体では1億1,545万円で、前年度より267万円の減額となっております。

歳出では、「福祉の村づくり事業」において、特定疾患のある方への見舞金を新設するほか、配食サービスやフレイル事業を着実に継続し、健康寿命の延伸を図ります。

「子育て支援事業」では、出産祝金について、第一子から第三子までの金額を上げるとともに、第四子及び第五子の金額を新たに設けます。また、2歳未満の乳幼児のいる方への燃えるごみ袋の交付事業を新たに行うとともに、小学校パソコン教室のエアコン更新、中学校普通教室等の照明LED化などを行い環境の改善を図ります。

「産業振興事業」では、農産物の品質管理の向上のためにプレハブ式冷蔵庫を設置するほか、「いくさかの郷」を拠点として地域の活性化をさらに進めてまいります。

「地域活性化対策等事業」では、子育て世帯の上限額を120万円に引き上げますなど、住宅リフォーム等補助などの拡充、定住促進住宅の建設に加え、Lアラートの防災情報を字幕スーパーとして緊急放送するなどのためのCATV文字放送システムの整備や生坂村消防団応援商品券を発行し消防団の活性化を図り、防災・減災対策を進めてまいります。

一般会計の予算総額は19億1,300万円で、前年度比1.9%、3,500万円の増となりました。また、特別会計は7つの会計で予算編成を行い、前年度比2.5%、2,280万円の増となっております。

それでは、重点事業の「福祉の村づくり事業」では、第7期介護保険事業において、介護予防普及啓発事業、高齢者の低栄養防止・重症化予防事業等の「介護予防・日常生活支援総合事業」、元気塾・生坂おとこ塾等の「一般介護予防事業」、認知症初期集中支援、認知症サポーター養

成講座の開催等の「包括的支援事業」などの対応をしておりますが、施設利用者の大幅増により介護給付費が増えている状況であり、特別会計の当初予算は8.1%、23,500千円の増額となっております。

国民健康保険は制度改正により、都道府県が財政運営の責任主体となりましたが、来年度も保険税については現在と変更なく運営をしております。しかし、収入不足は必要に応じて基金を取り崩して対応する予定でございます。

やはり、高齢化とともに医療費、介護サービス費が年々増加する傾向ですので、特定健診・特定保健指導の受診及び健康維持の啓発を強化し、保健師や管理栄養士によります個別面談での結果返却及び継続した個別・集団支援による生活習慣病の発症予防と、生活支援コーディネーターが介護予防事業等のサービスと相談支援体制の強化を図っております。高齢者生活福祉センター「ふれあいの里」の増室により、高齢化や高齢者のみの世帯の増加に対応し、介護認定を受けた方も、安心してデイサービス、ホームヘルプサービスなどを利用しながら住み慣れた生坂村で安心して住み続けられるように支援しております。また、「地域支え合い推進会議」では、生活援助サービスの重要課題を解決するため、今年度から生坂村有償援助サービス「もりびと」が本格稼働し、「住民相互の支え合いによる地域づくり」を進めております。

そして、村民の皆さんには健康管理の意識を高めていただき、健康維持や介護予防に努めて健康寿命を伸ばしていただくことなど、健康な暮らしの継続と福祉の充実により、高齢者の生活の安定に取り組んでまいります。

次に「子育て支援事業」としましては、3歳児以上と児童・生徒の給食費の無料化を継続しますとともに、保育園、小中学校では、保育士の増員、エアコン・ファンヒーター等の更新、照明のLED化など施設・楽器・遊具等の更新や維持管理、新学習指導要領の対応などを行い、健やかに産み育む子育て支援金、18歳までの村単福祉医療費の無料化も継続することにより、保護者の子育てと教育の環境を整えております。

子ども・子育て支援業務として、今年度新たに策定しました「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、新生児から18歳までの全ての子どもと親や家族、そして子育ての協力者となる地域住民を対象に、子支援・親支援・地域支援といった総合的な子育て支援を推進してまいります。また、村の子育てに関する情報が、いつでも入手することができるよう、スマホ向けアプリケーションを導入し、村の子育てに関する行事や情報を随時発信し、子育て世代により便利に活用してもらうとともに、複雑な予防接種スケジュール管理や健康管理の記録など育児のサポート機能としても利用できます「子育て支援アプリ」を導入したいと考えております。児童館・生涯学習施設「たんぼぼ」では、エアコンの更新、床の改修を行い、学習支援員、放課後児童支援員、司書等を配置し、B&G海洋センターでは、スポーツ振興と地域コミュニティの場として、両施設で「放課後児童クラブ」「のびのびスクール」「地域未来塾」などで学力・運動力の向上を図っております。これらの取り組みによりまして、生坂村で結婚、出産、育児、教育が安心して一貫して受けられますように、出産祝金の拡充、燃えるごみ専用袋の交付と、今までの結婚祝金・入学祝金・奨学金貸付制度などにより、安心して健やかに産み育てられ、次代を担う子ども達が個性豊かに育まれる環境づくりと教育の充実強化に努めてまいります。

次に「産業振興事業」としまして、昨年グランドオープンしました道の駅「いくさかの郷」ですが、春には、ワラビ、タラの芽、コシアブラなどの山菜と竹の子の「ハチク」、秋には特産の193カラットのブドウの販売でとても賑わいました。農林水産物生産者組合の皆さんも170組ほどになっており、今年度は、県の元気づくり支援金を活用してパイプハウスを5地区で設置して、野菜の出荷をしていただいています。しかし、農産物の栽培・出荷、品揃えなど課題がありますので、定例会等で協議をして改善していきたいと考えております。かあさん家は、灰焼きおやき、おまんじゅう、かあさん豆腐などの加工品の販売や食堂の運営は、売上増と雇用も増え順調に推移しているところでございます。また現在、当村の豊かな自然や風土等の観光資源を生かした取組や情報発信等に努めるとともに、ブドウに次ぐ特産品の開発、多様な地域の素材を活用した6次産業化の推進等の農業振興を実践し、道の駅「いくさかの郷」を

核とした地域振興策を図り、農産物の販売額の増加や人材育成、さらには新規就農者の定住につなげることを目指し、「山村活性化対策事業」に採択していただくように取り組んでおります。「県営中山間総合整備事業」は、現在、宇留賀才光寺工区の用水路工事、下生野工区の農業用排水施設の測量設計を行っており、来年度は、下生野工区の当施設の整備事業、上生坂原工区の農業用排水施設整備事業、小舟工区の農道整備事業及び農業集落道整備事業、大日向北平工区の農業用排水施設整備事業、宇留賀会工区の圃場整備事業を進める予定でございます。有害鳥獣による被害が拡大しているため、広域の進入防止柵の設置、個別の電気柵の設置補助「防除器具等設置事業」を推進しておりますが、新たに複数人で共同設置する場合の補助制度を設けますとともに、狩猟免許の取得更新費用の一部を支援してまいります。商工振興では、商工業指導事業等の職員設置補助金の増額とともに、引き続き生坂マル得商品券の発行補助を行い、拡充しました個人住宅リフォーム補助、生坂村店舗整備促進事業補助金等も実施して商工業者の育成を行ってまいります。以上の農業、商工業、観光の振興、6次産業化等により「産業振興事業」で当村の経済の活性化を目指してまいります。

次に「地域活性化対策等事業」としましては、村の各種懇談会や健康づくりなどの事業とボランティア活動などについて、ポイントを付与し、村内で使える割引や商品券、ゴミ袋などに交換できるポイント制度が、村民の皆さんに広がってきて、各種取組や施策などの周知や参画に効果が表れてきたと感じております。人口減少・少子高齢化の抑制対策の移住・定住促進支援として、道の駅「いくさかの郷」の向かいの「石原団地」に、引き続き若者定住促進住宅を2棟建設をしますし、中学生以下の子供さんがいる世帯への住宅新築、リフォーム補助の上限を120万円まで拡充し、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金を、空き家バンク制度を利用しての移住者や老朽空き家の所有者に空き家の改修や解体費用などを、条件により上限100万円まで補助いたします。昨今、全国各地で甚大な災害発生が常態化している中、ICNの自主放送で、Lアラートの防災情報を字幕スーパーとして緊急放送することや、気象情報システムとの連携によりタイムリーに村内3箇所の雨量が把握できるようにするなどの文字放送システムの整備を行います。また、有事の際の生坂村消防団の対応を強化するために、出勤率が7割を超える消防団員に対し、村内で使える商品券「生坂村消防団応援商品券」2万円分を進呈し、団員の出勤率の向上に取り組み、地域防災力の強化と防災・減災対策により「災害に強い村づくり」を進めてまいります。これらの事業により安全安心な生活の確保及び人口減少対策、地域・村の活性化に努めてまいります。

以上の4つの重点事業をそれぞれに実施することで、それにより相乗効果を引き出し、生坂村の課題解決や方向付けをしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、16日に上程させていただきます3月補正予算につきましては、文部科学省の「GIGAスクール構想の実現」に向けて、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金と補正予算債の学校教育施設等整備事業債を100%充当して、小学校が10,396千円、中学校が7,283千円を計上させていただきます。

また、年度当初の基金取り崩し分の99,000千円は、余剰分と今月の特別交付税を見込みますと、全額基金を崩さずに済みそうですし、20,000千円ほど基金に積み立てられる状況でございます。

そして、今後専決でお願いいたします特別交付税の予算計上と合わせまして、来年度以降も将来負担の軽減施策などの有効的な財源活用を図っていき、引き続き財政健全化を維持しつつ、将来に対する必要な投資を進めてまいりたいと考えております。

来年度は「村政懇談会」を4月下旬から10区に出向き開催させていただく予定でございます。村づくり研究会で協議をしてきました内容を議員各位に今定例会中にお渡しして、その指摘事項等に対処しましての「いくさか村づくり計画」や来年度の事業と予算、様々な課題対応等について説明させていただき、村民の皆さんのご意見、ご要望を把握したいと思っております。

村民の皆さんとの対話を重視して、村民主役の村政運営を心掛けておりますので、多くの皆さんにご出席いただき、忌憚のないご意見・ご要望をお願いいたしますとともに、地区担当職

員が各区の総会でご意見・ご要望を把握して、役員の皆さんにご発言いただけますように進めてまいります。

今回上程させていただきました令和2年度予算案は、引き続き限られた財源の中で、村民の皆さんのことを第一に思い、ご意見・ご要望と議会からのご提言も反映させ、当村の課題解決に向けて「選択と集中」で事業費を計上させていただいたものでございます。

そして、「新たな発想で 未来を創り出し 人と自然が輝く いくさか」に愛着と誇りを持っていただき、山紫水明の豊かな自然、先人が築かれてきた伝統・文化を、守り育てていこうという責任感を共有して、さらなる村民の皆さんとの協働による村づくりの継続によりまして、第6次総合計画の将来の姿「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」に向けて、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私も職員各位も知恵を出し切磋琢磨し、誠心誠意働く所存でございます。どうか、村民の皆さんが安全で安心して暮らしていただけるために、議員各位をはじめ、村民の皆さんのご指導、ご支援をお願いする次第でございます。

それでは、今議会定例会に上程をさせていただきました議案は、事件案4件、条例案7件、予算案8件の計19件であります。

議案第2号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について

この議案は、長野県町村公平委員会から麻績村筑北村学校組合の脱退に伴い、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を変更するために地方自治法第252条の7第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 穂高広域施設組合同規約の変更について

この議案は、穂高広域施設組合の共同処理する事務の「し尿処理施設の設置、管理及び経営に関する事務」に、筑北村が加わるため、地方自治法290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設大日向農産物直売所の指定管理者の指定について

この議案は、生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設大日向農産物直売所の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 村道路線の認定について

この議案は、村道路線を認定する為に道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案

この条例案は、印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い関係部分の一部を改正する条例案であります。

議案第7号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

この条例案は、人事院規則の一部改正に伴い関係部分の一部を改正する条例案であります。

議案第8号 生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

この条例案は、地方公務員法の会計年度任用職員関係の改正に伴い、関係部分の一部を改正する条例案であります。

議案第9号 生坂村福祉員条例を廃止する条例案

この条例案は、地方公務員法の会計年度任用職員関係の改正に伴い、生坂村福祉員条例を廃止する条例案であります。

議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

この条例案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、関係部分の一部を改正する条例案であります。

議案第11号 生坂村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

この条例案は、2歳未満の乳幼児の保護者に対して、紙おむつ等排出に伴う可燃物ゴミ専用

指定袋を交付するため、廃棄物手数料を減免するための一部を改正する条例案であります。

議案第 12 号 生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

この条例案は、国民健康保険の制度改正に伴い関係部分の一部を改正する条例案であります。

議案第 13 号 令和 2 年度生坂村一般会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 1,913,000 千円とする予算で、前年度と比較して 35,000 千円の増となっております。主な歳入では、村税で 150,938 千円、地方交付税、990,000 千円、国庫支出金 74,822 千円、県支出金 94,786 千円、繰入金 115,445 千円、村債 289,900 千円であります。また、歳出の主な予算は、福祉の村づくり事業の社会福祉事業の生活支援コーディネーターの配置、有償援助サービスもりびと運営、特定疾患見舞金等で 13,598 千円、生活支援等サービス事業の介護予防一般高齢者支援、配食サービス等で、9,532 千円、子育て支援事業で、子ども・子育て支援事業のいっこ子育て支援、ファミリーサポートセンター事業等で 5,569 千円、保健衛生・扶助で、子育て支援犀龍小太郎助成事業、出産祝金拡充等で 10,619 千円、教育振興事業で、小学校パソコン教室エアコン更新工事、中学校普通教室照明 LED 化工事等で、14,856 千円、産業振興事業の農業振興事業で県営中山間総合整備事業負担金、農産物加工施設プレハブ冷蔵庫の設置等で、51,498 千円、里山整備事業で松くい虫対策、有害鳥獣対策拡充等で 15,318 千円、地域活性化対策等事業の、定住促進対策の定住促進住宅建設、移住定住及び空き家対策事業補助金並び住宅リフォーム補助拡充等で 59,671 千円、防災・減災事業で村道改良事業、ICN 文字放送システムリプレイス及び機能追加工事、緊急自然災害防止対策事業、消防団応援商品券等で 66,106 千円となっております。

議案第 14 号 令和 2 年度生坂村営バス特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 33,600 千円とする予算で、昨年度と比較して 400 千円の増となっております。主な歳入は使用料及び手数料で 4,100 千円、国庫支出金 5,286 千円、繰入金で 24,064 千円であります。また、主な歳出では、総務費で 32,364 千円、運行費 1,155 千円となっております。

議案第 15 号 令和 2 年度生坂村福祉センター特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 112,300 千円とする予算で、昨年度と比較して 9,700 千円の減となっております。主な歳入は使用料及び手数料で、109,869 千円、諸収入で 1,087 千円、繰入金 1,342 千円です。また、主な歳出は経営管理費で 112,291 千円となっております。

議案第 16 号 令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 75,300 千円とする予算で、昨年度と比較して 23,700 千円の増となっております。主な歳入は使用料及び手数料で、37,682 千円、繰入金で 20,517 千円、村債で 17,000 全円であります。また、主な歳出は経営管理費で 45,047 千円、建設改良費で 17,416 千円、公債費で 12,787 千円となっております。

議案第 17 号 令和 2 年度生坂村国民健康保険特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 263,000 千円とする予算で、昨年度と比較して 24,000 千円の減となっております。主な歳入は国民健康保険税で、39,086 千円、県支出金 206,126 千円、繰入金 16,335 千円であります。また、主な歳出は保険給付費 204,711 千円、国民健康保険事業費納付金で、52,604 千円となっております。

議案第 18 号 令和 2 年度生坂村農業集落排水特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 99,100 千円とする予算で、昨年度と比較して 9,000 千円の増となっております。主な歳入は使用料及び手数料で、24,375 千円、県支出金で 11,000 千円、繰入金で 63,225 千円であります。また、主な歳出は経営管理費で 32,310 千円、公債費で 66,314 千円となっております。

議案第 19 号 令和 2 年度生坂村介護保険特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 313,100 千円とする予算で、昨年度と比較して 23,500 千円の増となっております。主な歳入は介護保険料で、51,995 千円、国庫支出金で 85,789 千円、支払基金交付金で 80,990 千円、県支出金 44,720 千円、繰入金 48,342 千円であります。また、主な歳出は保険給付費 287,786 千円、地域支援事業で 21,535 千円となっております。

議案第 20 号 令和 2 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 30,400 千円とする予算で、昨年度と比較して 100 千円の減となっております。主な歳入は後期高齢者医療保険料で、19,990 千円、繰入金で 10,318 千円であります。また、主な歳出は後期高齢者医療広域連合納付金で 29,917 千円となっております。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長（平田勝章君） 提案理由の説明、並びにあいさつが終わりました。

◎日程 3・議案第 2 号（午前 10 時 42 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 3・議案第 2 号長野県町村公平委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。
[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 4・議案第 3 号（午前 10 時 44 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 4・議案第 3 号高広域施設組合規約の変更についてを議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 住民課長。

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 5・議案第 4 号（午前 10 時 48 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 5・議案第 4 号生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設大日向農産物直売所の指定管理者の指定についてを議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 6・議案第 5 号（午前 10 時 50 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 6・議案第 5 号村道路線の認定についてを議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 7・議案第 6 号（午前 10 時 52 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 7・議案第 6 号生坂村印鑑の登録及び 証明に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 住民課長。

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 8・議案第 7 号、日程 9・議案第 8 号（午前 10 時 55 分）

○議長（平田勝章君） お諮りします。日程 8・議案第 7 号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案及び、日程 9・議案第 8 号生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を一括議題とします。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、議案第 7 号及び、議案第 8 号を一括して議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 10・議案第 9 号、日程 11・議案第 10 号（午前 10 時 59 分）

○議長（平田勝章君） お諮りします。日程 10・議案第 9 号生坂村福祉員条例を廃止する条例案及び、日程 11・議案第 10 号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を一括議題とします。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認め、議案第 9 号及び、議案第 10 号を一括して議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。ここで休憩にしたいと思います。再開は 11 時 20 分とします。

◎日程 12・議案第 11 号（午前 11 時 19 分）

○議長（平田勝章君） 20 分としましたけれども皆さん揃っていますので再開したいと思います。はい、再開します。

日程 12・議案第 11 号生坂村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 13・議案第 12 号（午前 11 時 22 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 13・議案第 12 号生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 14・議案第 13 号（午前 11 時 24 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 14・議案第 13 号令和 2 年度生坂村一般会計予算を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議会事務局長（平野公恵君） 議長。

○議長（平田勝章君） 議会事務局長

[議会事務局長 平野公恵君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） ここで昼食にしたいと思います。再開は 13 時 10 分とします。

○議長（平田勝章君） はい、再開いたします。

続きを行います。議案第 13 号の令和 2 年度生坂村一般会計予算を続けます。はじめに住民課長の方からお願いします。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育次長。

[教育次長 山本雅一君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 15・議案第 14 号（午後 1 時 55 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 15・議案第 14 号令和 2 年度生坂村営バス特別会計予算を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 16・議案第 15 号（午後 2 時 01 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 16・議案第 15 号令和 2 年度生坂村福祉センター特別会計予算を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 17・議案第 16 号（午後 2 時 08 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 17・議案第 16 号令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計予算を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長(平田勝章君) ここで休憩を取りたいと思います。再開は14時35分といたします。

◎日程18・議案第17号(午後2時35分)

○議長(平田勝章君) はい、再開いたします。

次に、日程18・議案第17号令和2年度生坂村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(山本かづ子君) 議長。

○議長(平田勝章君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○議長 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程19・議案第18号(午後2時51分)

○議長(平田勝章君) 次に、日程19・議案第18号令和2年度生坂村農業集落排水特別会計予算を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(平田勝章君) 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長(平田勝章君) 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程20・議案第19号(午後3時00分)

○議長(平田勝章君) 次に、日程20・議案第19号令和2年度生坂村介護保険特別会計予算を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(山本かづ子君) 議長。

○議長(平田勝章君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○議長(平田勝章君) 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程21・議案第20号(午後3時24分)

○議長（平田勝章君） 次に、日程 21・議案第 20 号令和 2 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、本日 理事者より提出された、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 22・総括質疑（午後 3 時 32 分）

○議長（平田勝章君） 日程 22、これより総括質疑に入ります。日程 3・議案第 2 号から日程 6・議案第 5 号の 事件案 4 件、日程 7・議案第 6 号から日程 13・議案第 12 号までの 条例案 7 件、日程 14・議案第 13 号から日程 21・議案第 20 号までの令和 2 年度予算案 8 件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

◎日程 23・議案の委員会付託（午後 3 時 33 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 23、議案審査のため各常任委員会に議案を付託したいと思います。ただいま議題となっております日程 3・議案第 2 号から日程 6・議案第 5 号の事件案 4 件、日程 7・議案第 6 号から日程 13・議案第 12 号までの条例案 7 件、日程 14・議案第 13 号から日程 21・議案第 20 号までの令和 2 年度予算案 8 件について、慎重審議を期するため、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認めます。よって、19 議案をそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程 24・陳情の提出（午後 3 時 33 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 24・陳情 2 第 1 号医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書を提出し議題といたします。

◎日程 25・陳情の委員会付託（午後 3 時 34 分）

○議長（平田勝章君） お諮りします。

令和2年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

8日目

・一般質問 7人

・散会

・一般質問	3 P
一人瀬貞男議員	3 P
望月典子議員	11 P
字引文威議員	15 P
瀧澤龍一議員	20 P
太田 讓議員	27 P
吉澤弘迪議員	32 P
市川寿明議員	40 P
・散会	45 P

令和2年第1回 生坂村議会定例会

令和2年3月13日 午前10時 再開

議 事 日 程 【8日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散 会	

出席議員（8名）

1番	望月典子君	2番	太田 讓君
3番	一ノ瀬貞男君	4番	字引文威君
5番	瀧澤龍一君	6番	平田勝章君
7番	吉澤弘迪君	8番	市川寿明君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤澤泰彦君	振興課長	中山茂也君
副 村 長	牛越宏通君	健康福祉課長	山本かづ子君
教 育 長	樋口雄一君	住民課長	松沢昌志君
会 計 管 理 者	藤澤正司君	教育次長	山本雅一君

事務局職員出席者

議会事務局長	平野公恵君	書 記	眞島弘光君
--------	-------	-----	-------

◎再開（午前10時00分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。着席してください。

○議長（平田勝章君） おはようございます。

これより、令和2年第1回、生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。新型コロナウイルス 感染拡大予防のため、咳やくしゃみなどの症状がある方は、マスクの着用、咳エチケットを必ず行ってください。なお、一時間ごとに休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。また、報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付してあるとおりです。

◎日程1・会議録署名議員の指名（午前10時01分）

○議長（平田勝章君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番 一ノ瀬議員、4番 字引議員を指名します。

◎日程2・一般質問（午前10時01分）

○議長（平田勝章君） 日程2、一般質問を行います。受付け順に発言を許可します。

最初に、3番 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 3番、一ノ瀬貞男です。通告に基づきまして一般質問いたします。

最初の質問は、地域包括ケアシステムの現状と課題についてです。わが国は社会における高齢者の数が急激に増加して、2025年には75歳以上の人口が2,200万人に達するとの報道があり、この中で高齢者の7割が一人暮らしや夫婦のみの世帯となり、認知症の高齢者の増加に伴い要介護者も急増されると予測されております。一方で介護への担い手不足への対応が大きな課題となっております。私が委員となっております松塩筑木曾老人福祉施設組合は、3市3町8村で構成され、運営されており老人福祉施設を運営する一部事務組合では運営施設、財政規模とも全国最大規模となっております。2019年度の介護報酬改定で介護職員の待遇改善を図ってきましたが、人材不足は深刻さを増しており人材の確保と定着率が喫緊の課題ともなっております。当施設組合においても2025年問題に備え4つの基本方針が出ております。①地域

包括ケアシステムの推進、②自立支援・重度化防止に資する質の高い介護のサービス、③多様な人材の確保と生産性の向上、④介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能な確保であります。厚生労働省は 2025 年を目指して、住宅医療・介護・福祉サービスなどを提供する地域包括ケアシステムを完成させるとしており、高齢者が住み慣れた地域で医療や介護を受けながら、安心して暮らし続けることの出来る体制の構築を目指しています。そこで、当村の地域包括ケアシステムについて質問を行います。国の方針に基づき地域包括ケアシステムを推進していくうえで、事業量の増加が予測されておりますが、ハード面・ソフト面に課題は無いでしょうか。まず村長にお聞きいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3 番、一ノ瀬議員の質問にお答えをいたします。

地域包括ケアシステムのハード面・ソフト面の課題という事でございますが、地域包括ケアシステムにおけるハード面の課題といえば、村内にショートステイ事業所がないことが挙げられますが、高齢者生活福祉センターでの、緊急宿泊支援事業を利用することで、希望される方の要望はある程度充足されるのではないかと考えております。医療依存度が高い状態でなければ、高齢者生活福祉センターで社協の介護サービス提供を受ければ、在宅での生活は可能と考えております。一方、ソフト面サービス面におきましては、福祉行政と社協間における連絡・連携は密に行われていることから、満たされてきていると認識がございまして。ただし、専門・関係機関の関わりがある部分は安心ができたとしても、専門・関係機関の手が及ばない部分でございますけれど緊急時や夜間、サービス提供のない日などございまして、その時はその取り巻く地域住民相互の助け合いが、とても大切な役割があると考えております。ところが、何らかのサービスに繋がると地域との関わりが終わったかのようになっている方が一定数存在することが事実でございまして、要援護者が在宅で一人にいるとき、近所における助け合いがどうなっているのか、その状況を把握することが困難であるケースもございまして。また、地域住民としましても、支えるといわれても、何をするのか、何ができるのか、不安を抱えていることが予測されます。専門・関係機関の関わりと、地域住民相互の関わりが途切れることなく意識を持ってもらうためには、保健師や、社会福祉士が住民に働きかけを行っていくことも大切であると考えております。

また、地域包括ケアシステムを推進するためには、施設でなく在宅で介護ができる環境を整えたり、例えばヘルパーの不足が予想されますので、ヘルパーの確保をするようなことも考えられます。また、免許を返納した方が返納前と同じように気軽に外出できる体制整備等が、当村としても課題と挙げられると考えている次第でございまして。以上答弁といたします。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） えーと、再質問いたします。要支援者が在宅で一人暮らしをしている場合は、保健師や社会福祉師だけでなく地域から孤立しないように、地域住民の支え合いが必要で、時々の見守りや、声掛けによる、安否確認も重要な事と思います。一人一人が自分に出来る事を一つでも行っていくことで、地域住民との繋がりが続いていくと私は考えております。

また、介護制度の財政安定性や、持続可能性の観点からも住み慣れた地域で医療や介護が受けられる「在宅での医療介護」の重要性が益々増してくると思われれます。しかし、医師不足や看護師不足により在宅での往診が望めない事が予想されますので、今年度から導入が予定されている5Gは高速・大容量、多接続・低遅延が可能なり、遠隔医療や遠隔手術、道路や橋梁の異常検知センサー、高齢者や子どもなどの見守り等、利便性の向上が期待されてる技術ですが、県の先端技術活用推進協議会に参画して、遠隔診療や自動運転等の先端技術の取り組みを行っていくには、技術者が必要になると思いますが、村では今後どの様にしていくのでしょうか。再度、村長の考えをお聞きします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番、一ノ瀬議員の質問にお答えをいたします。来年度、県の先端技術活用推進協議会に参画をしていきたいと考えております。その中で技術者が必要ではないかという事でございますが、前回の一般質問でAI活用のモデル事業の参加についてお答えをした中で、県の先端技術活用推進課がAIを活用した取り組みを推進をしていくために、来年度から先端技術活用推進協議会を設置するよう進めているという事ございまして、現状で考えますと来年度に当協議会に参画をしてから、県と市町村とで議員ご指摘の遠隔医療診断や自動運転等の先端技術にAIをどのように活用していくかについて協議をするところから始まると考えておりますので、技術者につきましてはその協議内容の進捗状況によりまして長野県と参画しました市町村とで協力をして技術者の必要性についても検討をしていければと考えております。以上答弁いたします。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 先端の技術を活用していくには専門の技術者が必要となり、技術者の育成が必要となります。今後、村の取組を注視していきたいと考えております。

次の質問に入ります。次に健康福祉課長に以下の4点についてお聞きします。①在宅医療と

介護現場との連携状況はどのようになっているのでしょうか。また、問題や課題はないのでしょうか。②高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの制度を推進していく上で、住民にどのように広報し、周知を図っていくのでしょうか。③認知症対応型デイサービスセンターはるかぜの運営状況と課題についてお聞きします。④第7期介護保険事業計画で認知症総合支援の認知症初期集中支援チームについて概要説明と進行状況についてお聞きいたします。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは、3番一ノ瀬議員の質問にお答えいたします。

まず始めに、②の在宅医療と介護現場との連携状況と課題についてお答えをさせていただきます。必要な在宅医療サービス事業者との連携は、ケアマネージャーを通じて随時行われておりいます。特に訪問看護サービス事業者におかれましては、素早い対応をいただいております。医療依存度の高い方を在宅で支えていくためには、先ほど一ノ瀬議員もおっしゃっていましたが、医師と看護師は不可欠な専門職であることは言うまでもありませんが、これらの人材が不足しているということは周知の所でございます。今後の需要にどこまで対応できるかの不安は残っております。さらに、在宅での看取りを考えたときは、リビングウィル、事前指示書についても、福祉課職員が研修を重ねて、住民の皆様にもご理解いただくことを進めていく必要があると考えております。専門又は総合的医療機関が充足していない村内にありましては、需要に足りうる往診が望めない現状は、関係機関におきまして共通の課題として捉えていくものと認識をしております。

次に、③の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域包括システムの制度を推進していくために、どのように住民の皆さまに広報・周知をしていくかについてお答えをいたします。生活支援体制整備事業・地域ケア会議推進事業の一貫としまして、平成30年度より、「地域支え合い推進会議」を行っております。会議の成果として、「もりびと」が立ち上がり、令和2年度版カレンダーには「生坂村くらしサポート」と題して、困り事窓口の一覧の作成をいたしました。地域包括ケアシステムの推進のための周知におきましては、紙面での周知では限界がありますので、地域支え合い推進会議や健康応援隊等、健康福祉課職員が地域に出向いて、住民の皆さまと対話を行う中で、周知を図っていきたいと考えております。対話を行う事で、住民の皆さまとともに村の課題を考え、住民のみなさま一人一人ができることを出し合い、住民同士で支え合いができるきっかけを作っていきたいと考えております。

次に④はるかぜの運営状況と課題についてお答えいたします。はるかぜにつきましては、利用を頂いておりました多くの皆さまが施設へ入所されたこともありまして、現在利用者数の減

少が顕著であります。その事は経営面にも影響が出ており、これは社協全体の運営にも影を落としております。今後は、小規模多機能型のような通所と泊まりができるものに変更していくことも、折角の施設を有効に活用できる“あり方”を検討していく上で必要があると考えております。

次に⑤の認知症初期集中支援チームについてお答えいたします。認知症初期集中支援チームにつきましては、年4回こころの相談会として、あづみ病院の認知症専門医による相談会を開催しております。平成30年度よりスタートをいたしまして、平成30年度の対応件数は5件あります。本年度は2件という事になっております。認知症専門医により相談や往診を行っていただき、必要に応じて介護保険サービス等につなげることができました。受診することが困難なケースや、家族も含めて受診拒否のケースへの対応が迅速にできており、有効であると考えております。以上答弁とさせていただきます。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 最初のあの在宅医療と介護現場との連携状況についての課題について、私の感想は私の母の介護の経験からケアマネージャーを通じ訪問介護サービスを素早い対応で対処していただいたと思っており、村の介護の対応力の高さを感じております。しかし、在宅医療となると往診できる医師は限られており、早期の診断や処置に課題があり遠隔医療の必要性を感じております。また、地域包括ケアシステムとは何かを知らない住民が多いと思われるので、推進のために地域に出向いて住民の皆さまと対話を行う中で周知を図っていききたいとの事ですので、今後の取り組みに期待をしております。

次のはるかぜの運営状況と課題について、利用者の多くが施設に入所された事も有り、利用者数の減少により経営面にも影響が出ているとのことですが、はるかぜは地域にとって重要な施設ですので、今後も持続可能な施設で健全な運営が出来るよう小規模型・多機能型で泊まりもできることも検討しているとの答弁ですので、住民のニーズに合った施設であり、健全な運営が出来ますように住民へ周知し、利用者が増えていくことに、いくように努力していただきたいと思っております。

最後に認知症集中支援チームにつきましては、年4回こころの相談会として、あづみ病院の認知症専門医による相談会を開催し、認知症専門医による相談や往診を行い、介護保険サービスにつなげ、有効性が確認できているとの事ですので、引き続き継続して初期の認知症低下の方の対処と処置につながることを期待しております。

続けて次の質問に入ります。高齢者の見守り緊急通報装置等設置事業補助の利用状況についてお聞きします。一人暮らしの高齢者が増えておりますが、高齢者の安全・安心を目的として

高齢者の見守り緊急通報システムを多くの自治体が採用しております。高齢者世帯や障がい者世帯への緊急通報装置の設置は、緊急時に迅速な安否確認が出来ることで、高齢者のニーズに合った制度であると考えますが、生坂村においても緊急通報装置の設置費用の補助を行っております。設置費用5万円、月額利用料2万円を上限として助成し、各世帯の実態に合った器具を選定できるとなっておりますが、この事業の内容について3点質問を行います。①は、緊急通報装置等設置事業補助金の利用状況は、どのくらいの世帯が利用しているのでしょうか。②緊急通報装置の選定はどのように選定しているのでしょうか。③この事業の周知を図り、利用者の増加を図っていくために、村はどのようにして広報しているのでしょうか。また最後に認知症で徘徊への見守りが必要な場合は、本人にGPSを内蔵した端末を取り付けて、本人がどこにいるかスマートフォンやタブレット等で確認するシステムが販売されており、介護の負担軽減に役に立つと思いますが、村での利用状況についてお聞きします。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは、3番、一ノ瀬議員の高齢者の見守り緊急通報装置等設置事業補助金の利用状況についてにお答えをさせていただきます。

まず始めに、利用状況でございますが、現在のところご利用されている方はおりません。窓口相談に見えた方には随時制度の説明をさせていただいておりますが、実際設置に至ったケースは残念ながらございません。2番の機種を選定についてはどのようにしているのかという事でございますが、機種を選定については、こちらで選定することはございません。ご家族の中で使い勝手の良いものを選んでいただくようお願いをさせていただいております。紹介を希望されたご家族に対しましては、カタログ等も紹介をしておりますが、中々実施に踏み切る方はいらっしゃらないというのが現状でございます。3番のどのように広報しているのかについてお答えをいたします。事業が開始されました平成26年度には広報誌等で周知をいたしましたが、その後は、ケアマネージャーを窓口として対応をさせていただいたり、健康福祉課に問い合わせのあった方にはご説明するなど、広く周知することは行ってきておりません。今後は、再度広報誌で周知をしていきたいというふうに考えております。次にGPSの活用についてお答えをいたします。GPSをご利用いただいた方は、現在のところ数名の方にご利用をいただいております。ご利用をいただくのは一人暮らしの認知症の方が中心であるため、外ってしまったり何処かに紛失をしてしまうなどのトラブルも多々発生いたしましたが、何度かその方の所在をGPSで見つけることができ、有効利用が確認されております。利用料も安価で、契約時5,000円、その後月々500円の利用料で済んでおります。今後も対象者には利活用を進めていきたいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 高齢者の見守り緊急通報装置等設置事業補助金の利用状況の答弁によりますと、利用状況が現在のところないとのこと。窓口で随時説明しているが設置に至らなかったケースが多いと、また再度広報して周知していきたいとの広報ですが、この高齢者見守り緊急通報装置の補助は、どんなシステムなのか知らない住民が多いのではないかと思います。この制度は一人暮らしの高齢者世帯にとって安全・安心につながるシステムで長野県の各自治体で装置の補助を行っています。例えば上松町では県の地域発元気づくり支援金を活用して安否確認ネットを利用し、利用者の見える化を15世帯にモデル事業として開始しているとのこと。また、山形村では徘徊する認知症の方にQRコードを持ち歩いていただき、見た人がスマホで読み取り「どこ知る伝言板」で自動的に家族と役場にメールが届く仕組みを3月より開始したと報道がされておりました。村でこの補助金制度を周知するには、地域包括ケアシステムの広報と同様、地域に出向いて住民の皆さまと対話を行う中でこの制度を理解し周知を図っていくことも必要と思われるので、今後も利用者が出てくるように更に村の広報活動の促進をしていただきたいと思います。最後の、徘徊する方にGPSを付けることで所在地確認ができ有効性が確認できているとのことですので、家族の負担を減らすのに有効だと思いますので、GPSのPRと共に利用促進を図っていただきたいと思います。以上で、地域包括ケアシステムに関する質問は終わります。

引続きまして次の質問に入ります。第2の質問は、鳥獣被害防止策とジビエ利用の促進についてです。近年野生獣が増加し、拡大して営農・林業に深刻な被害を及ぼし、農業や林業の衰退や荒廃農地の増因の一因となっております。このような状況で、国は鳥獣被害防止策とジビエ利用活用の推進を図っていますが、主な事業についてお聞きします。まあ最初に鳥獣被害防止対策支援事業についてお聞きします。侵入防止柵、処理加工施設等の整備、地域ぐるみの被害防止活動、捕獲活動支援等に支援金が交付されておりますが、村での事業活用状況はどのようになっているのか、最初にお聞きします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 3番、一ノ瀬議員のご質問にお答えいたします。鳥獣被害防止対策事業の活用状況でございます。主にこの交付金を受けまして侵入防止柵設置工事を導入しております。平成20年度の草尾上野地区から本年度実施しました下生野区まで10地区で実施をしております。総延長で14,276m、総事業費にしまして1億7,576千円となります。そのほか個体数調整のための捕獲ワナの購入ですとか、緩衝帯の整備などについて活用していると

ころでございます。以上答弁といたします。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 鳥獣被害防止対策事業については理解できましたので、次にジビエの有効活用と猟友会の補助について一括質問を行います。まず、ジビエ倍増モデル事業についてお聞きします。国は捕獲・搬送・処理加工が出来るモデル地区の推進を進めており、処理加工施設を整備する補助率は2分の1、又は55%となっております。長野県でもジビエ振興対策で信州産シカ肉活用の普及と促進に取り組んでおり、市町村は鳥獣被害対策実施隊、集落捕獲隊の推進を進め、被害集落と連携して防除対策や生息環境対策に努めるとされておりますが、当村の鳥獣被害防止策とジビエ利活用について、村の考えをお聞きします。また、参考意見として、今年1月27日に行われた有害鳥獣駆除対策協議会に出席し、出席者や猟友会の皆さまからの要望意見として、ジビエ加工施設が近隣になく松本市まで持ち込み処理加工しているが、近隣の町村と合同でジビエ処理加工施設が出来ないか。加工の管理は地域おこし協力隊が運営している自治体があるとの提言も有りました。ジビエの有効活用は鳥獣被害対策としてだけではなく、地域おこしの一環として推進している自治体が多くありますが、当村もやまなみ荘や道の駅いくさかの郷で看板メニューとなるように、信州産シカ肉認定制度も視野に入れて取り組んでほしいと思いますが、村の考えをお聞きします。

次に、猟友会の補助についてお聞きします。現在村は猟友会への狩猟登録に伴う費用の半額を補助していますが、猟友会の高齢化となり手不足対策には銃の免許取得にかかる費用の補助や免許更新時の補助が必要と考えられます。また猟友会に入らない要因として、活動や会費の負担が大きいことが上げられておりますので、猟友会への更なる補助について今後どのようにしていくか、村の考えをお聞きします。また、地元住民でワナの見守りを実施している地区もあり、猟友会の負担軽減対策として集落捕獲隊の結成も重要と考えますが、村の考えをお聞きします。

最後に個別の電気柵補助は資材費の2分の1、上限10万円となっておりますが、広域防止柵の設置が難しい集落へ補助率を引き上げてほしいという要望が出ていますが、村の考えをお聞きします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番、一ノ瀬議員の質問にお答えをいたします。

ジビエ処理加工施設について、近隣の町村と合同で設置出来ないかのご質問でございますが、ジビエ加工施設の整備につきましては一ノ瀬議員ご指摘のとおり、ジビエ倍増モデル整備

事業と先程振興課長が答弁しました侵入防止柵等を整備する鳥獣被害防止対策支援事業がありまして、前者は年間1,000頭以上の処理頭数の確保が要件とされております。麻績・筑北・当村でシカ、イノシシを併せて年間1,000頭ほどの捕獲頭数であまして、そのうちジビエ加工が可能な個体となると捕獲頭数の2割ほどということですので、処理加工施設を検討するには後者の事業が活用となると思います。ジビエの有効活用は議員ご指摘のとおり、やまなみ荘や道の駅いくさかの郷の看板メニューとして地域振興に非常に有効かと考えられますが、処理加工が可能な個体数や施設整備費のほか維持管理費や人件費、保健所の営業許可等を取得する必要があるかと思っておりますので、費用対効果を考慮しながら、近隣町村の意向なども含めて慎重に検討して参りたいと考えております。

続きまして、村の猟友会への補助についてでございますが、猟友会の状況等につきましては、議員ご指摘のとおり1月開催しました有害鳥獣駆除対策協議会におきまして、会員の高齢化やなり手不足による会員数の減少などが課題として挙げられていました。村としましても鳥獣被害対策を進めるうえで、村猟友会は無くてはならない重要な組織でありますので、令和2年度当初予算において村猟友会員及び入会する方を対象に狩猟免許の取得や更新時の手数料の補助を予算計上をさせていただき、会員の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、村民の方々に鳥獣対策や狩猟免許につきまして、また村猟友会の活動内容等について広く知っていただくため、広報誌での周知を予定しているところでございます。

続きまして集落捕獲隊についてでございますが、集落捕獲隊につきましては一ノ瀬議員ご指摘のとおり猟友会員の負担軽減対策として、他の自治体で結成されている事例がございます。当村ではこれまでも、イノシシなどの捕獲のための箱ワナ設置の際には、餌の管理等について地元集落で協力して行っていたところでございます。被害状況や設置場所などで様々なケースがあるかと思っておりますので、それらを考慮しながら今後検討していきたいと考えております。

最後になりますが、え一個別の電気柵の補助率の引き上げについてのご質問でございますが、被害の増加や要望もありましたことから、当初予算に集落など複数人での共同設置に対して補助率4分の3、上限30万円の補助制度を新設をいたしました。また従前の個人に対して補助率2分の1、上限額10万円の制度について、一人1件、1ほ場あたり1件として対象要件を緩和をしております。3月定例議会、今定例会でお認めを頂きましたら新年度から進めていきたいと思っております。以上答弁といたします。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） えー、ジビエ倍増モデル整備事業については、ジビエ処理加工施

設の設置に多くの課題がある事を理解できますが、今後も野性獣が増えていくことが予想されておりますので、ジビエの有効活用を近隣町村と連携して検討課題としていただきたいと思います。

猟友会の補助については、令和2年度予算で村の猟友会員及び入会する方を対象に狩猟免許の取得や更新時の手数料の補助を予算計上し、会員の確保を図っていくとのこと、また住民の方々には鳥獣対策や狩猟免許や村の猟友会の活動内容について広報で周知を予定しているとのことですので効果が出ることを期待しております。集落捕獲隊については、猟友会の負担軽減対策として地元で協力できることはしていきたいと思っておりますし、鳥獣被害対策を進める上では猟友会の皆さまの意見を取り入れて、会員が増えていくような対策を講じていただきたいと思います。最後の有害鳥獣防止機具設置補助については、電気柵の補助率引き上げについての要望が出ておりましたが、今年度から集落など複数人での共同設置に対して補助率4分の3で上限30万円の補助制度を新たに新設し、一人1件の補助制度を1ほ場あたり1件とし対象要件を緩和するとの回答ですので、両者が増えるように広報や集会での周知をしていただきたいと思います。これにて私の一般質問を終わります。

○議長（平田勝章君） 次に、1番、望月議員。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1番（望月典子君） 1番、望月典子です。通告に基づいて質問します。

まず最初は、農業懇談会に参加して感じたことです。8回目の農業懇談会が2月に開催されました。荒廃した竹林、高齢化や人口減等で増える遊休農地、急傾斜地に何を植えればいいのか等、様々な意見が出ました。若手就農家は作物がうまく育たない、自分が作りたい作物では生計が成り立たないと悩んでいると言いました。農業公社は相談にアドバイスをしたり、JAへの橋渡しはするが圃場で指導したり作業を手伝ったりはしないとのことでした。公社には技術者はいないとも言われました。困った時に技術や知識を持った、県の農業普及員のような人が身近にいてくれたらとても心強いと思うのですが、どのように考えられますか。答弁をお願いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 1番、望月議員の質問にお答えをいたします。

県の農業普及員に匹敵をする様な人材を村に配置する考えは、ということですが、

望月議員には、今回の農業懇談会には一番ご出席をいただきましてありがとうございました。その中で今回のご質問の内容について、数地区で意見が出されました。

今年度は、元気づくり支援金を活用しましてパイプハウスで栽培をします箇所の土壌診断、土壌改良をして、栽培講習会を開催をして指導をしてきたところでございます。その他の農産物の栽培に関しましても、現状の技術的支援は、松本農業改良普及センターやJA松本ハイランドの専門員によります支援をしていただいているところでございます。

しかし、前にも一般質問で吉澤議員からご質問をいただき、松本地域振興局の松本農業改良普及センター、農政課や農協のOBを探したこともありましたが、全体的に農業技術者が不足している現状であり、なかなか適任者がいないのが実状でございます。また、地域おこし協力隊の募集でも、農作物の栽培・管理及び指導、普及活動等の業務に従事する、専門的知識が豊富で農業経験のある方を募集しております。対象として、農産物等の栽培・管理及び指導の従事経験が豊富で、農業大学校等を卒業、あるいは普及指導員等の資格をお持ちの方ということで、給与を高くして募集をしておりますが、現在まで一人も応募がない状況でございます。

今後も、農業技術指導員の人材を探しながら、現状の指導方法と相談対応の体制で進めてまいりたいと考えておりますので、それぞれの農業懇談会でお答えをしました通り、遠慮なくいろいろとお聞きしたい方は振興課にお問い合わせをいただきまして、一緒に農産物の栽培等について取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、望月議員。

○1番（望月典子君） あのー確かに村長の答弁のとおり、村は農業の振興にさまざまな施策を実行しています。そこは高く評価すべきだと思います。ただ、その後のフォローに少し問題があるように感じました。村長は、遠慮なく振興課に連絡をと言われますが、頼む方は躊躇するものがあるのではないのでしょうか。忙しいのにこんなことを頼んでもいいのか、明科のJAから来てもらうのは何か申し訳ないなあ、っていうような。農業普及員は国家資格です。ハードルが高いです。村長の言われるように適任者を探したがいなかった、人材育成も時間が掛かるというのも解ります。そこで関連した質問を一つしたいと思います。村の経験豊富な農家の人を応援者として委託する。例えば、大日向の南平地区の今はブドウ畑になっているところですが、その農地を手放した方とか、第一線は引いたがまだまだ元気な方とか、それこそ普及員に勝るとも劣らない方が居るのではないかと思います。南と北を二人で担当して逐次巡回して指導してもらえたらと考えたのですが、村長の意見を聞かせてください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 1 番、望月議員の質問にお答えをいたします。

村民の中で農業の経験が豊富な方に指導をしていただいたらというご質問でございますが、えー議員ご指摘のとおり当村には自家用栽培として稲作から穀類・野菜・果樹などを栽培されている方が多いと私は思っておりますし、その方々は長年農業に携わっておりますので、生坂村の土壌や天候などによって農産物の栽培の方法が良くご存知だと考えております。そういう方をお願いをして農業の指導をしていただくというのは私も良い考えだと思います。まあ、あの色々な形がございますので生坂農業未来づくりプロジェクト会議で南北に分けるのか、どんな指導方法がよいのか、またその方に費用弁償も考えなければいけませんし、教えていただく受益者の負担も考えなければいけないと思います。そういうものをどうすればよいか、会議の方で検討をさせていただきたいと思います。以上答弁といたします。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、望月議員。

○1 番（望月典子君） 前向きな答弁をいただきまして少し安堵しました。あの、農業公社に都会から移住してきて、朝早くから一生懸命農作業している女性がいます。いずれは自分の農園を持ちたいという事だそうですが、私はてっきり、いわゆる農業女子だと思っていたら、理事長から公社の職員だと聞きました。新年度は新たに農業女子が2名移住してくるそうです。とても楽しみにしています。そういう人達に定着してもらうためにも、また地域おこし協力隊等の育成も含めて、まずは身近にベテランの指導員が居ればと思いました。地域おこし協力隊募集の方法の見直し等も含めて、是非今後も人材育成のための取組の継続をお願いしてこの質問は終わります。次の質問に移ります。教員住宅について質問をいたします。小学校のそばに3軒の教員住宅があります。うち1軒は4年前まで中学の先生が家族で住んでいましたが、転任されそれ以後完全に空家です。他の2件も10年ほど前に校長・教頭両先生の住居だと聞いていましたが、ここ数年は人の出入りは見たことがありません。教員住宅の制度とか学校の事情の変化なのでしょうか。この空家の今後の対処を質問いたします。お願いします。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育次長。

○教育次長（山本雅一君） それではお答えいたします。

えー、議員ご指摘の小学校近くにありますが教員住宅につきましては、小学校の昇降口西側に1棟、プール西側に2棟があります。これは小学校建設時の昭和54年と昭和55年に建設されたものであります。その当時は、民間賃貸住宅の供給不足や道路網の整備状況により、通勤圏が限られていたことから、転勤の多い教職員に対して安定的かつ良好な居住先を確保することや、災害時や緊急時などの対応のために建設したものであります。しかし、平成21年に旧ニ

チコン裏に4世帯入居可能な教職員住宅を建設したことや、近年は交通アクセスが大きく改善され、通勤圏が拡大されたこと。加えて携帯電話など情報端末の普及、警備会社による防犯対策の充実により、住宅を借りる教員も減少しており、現在、議員ご指摘のとおり3棟のうち2棟は空き家となっております。このようなことから、これらの教員住宅につきましては教員用の住宅としてではなく、村外からの移住者や一般の方でも入居できる一般住宅として活用を図っていく方向で考えているところであります。しかし、これらの住宅も建設から40年経過しまして、老朽化が進んでいることから現状では直ぐに入居することができないため、来年度1棟については、土木費の住宅管理費の中で100万円ほどの予算を計上し、住宅改修を計画しております。

また、特に老朽化が進んでいる別の1棟につきましては、来年度、県の地域発元気づくり支援金を活用して「いくさか大好き隊」の皆さんが企画しますリノベーション講座を通じて空き家住宅の活用ができるよう、只今申請を行っているところであります。以上答弁とさせていただきます。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、望月議員。

○1番（望月典子君） 今回質問するにあたって、生坂村公共施設等総合管理計画という資料を目にする機会を得ました。それによると、高度経済成長期に集中的に整備された公共施設は建替えや更新の時期を一斉に迎えようとしているとあります。また、少子高齢化の進行に伴い財政状況が厳しい中、公共施設等に充当できる財源は厳しくなっているのが現状だともあります。生坂村公共施設の管理計画もこの資料によると平成29年度から平成68年度までの40年間と定められています。その資料の一覧表の中に、公共施設は住民文化系施設、学校教育系施設、医療系施設、公園等、10数種類ありますが、教員住宅はその他という項目に分類されています。その他には、加工所・村営バス車庫、大日向農産物直売所等も含まれています。今回指摘した教員住宅は、3件とも4年間はまだ空き家になっていると思います。放置しておけば痛むばかりです。来年度改修するという1棟は、登録者はいるようだが使用しているのは見たことはありません。また、老朽化が酷いという別の1棟は、元気づくり支援金を活用するよう申請を行なっているという説明でしたが、ここで一つ、確認というか、関連した質問をさせていただきます。その1棟というのは、体育館の向かい側の低地のところにある住宅でいいのでしょうか。もしその住宅なら当然中を見ておられると思います。傷み具合はどうだったのでしょうか。答弁を求めます。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、会計管理者。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 望月議員のご質問にお答えをいたします。

先程の元気づくり支援金で行う住宅につきましては、議員のおっしゃるとおり一段低い所にある住宅でございます、中の方の確認をさせていただきました。であの一部水がもうっていたりして床が傷んでいたりする所もありまして、そういったことも含めて大好き隊員の中にそういったリノベーションD I Yを得意とする団員がおりますので、その隊員にも確認をしていただき元気づくり支援金に申請して改修が出来る、こういう事をお聞きしましたのでその辺、痛んでいるところですか、改修しなければならない所は元気づくり支援金の中で事業を實際計画をしております申請をしているんですが、決まりましたらまた皆さんにご報告をさせていただきたいと考えておりますが、一応中の方も確認をして申請を行っております。以上でございます。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、望月議員。

○1番（望月典子君） 実はその住宅でしたら、数年前だと思うんですけど水道管が破裂して住宅の中が水浸しになってしまったというような話を聞いたことがありますので、もしそのまま放置されているのであれば、もうとんでもないことになっているんじゃないか、それだったらもう取り壊した方がいいのかなと思ったのでちょっと質問をしましたが、あの改修して使えるようになるっていう事ならそれでお任せしたいと思っています。それと大原団地の入口にも1棟教員住宅が空いています。そこだけの問題ではないんですが、先生に強要する制度もなく需要もないならば公共施設管理の委員会でよく検討して一般住宅にするとか、取り壊すとか、なるべく費用を掛けないような最善の対処を検討していただいて、これからの取組につなげていただきたいという事をお願いして質問を終わります。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（平田勝章君） はい、ここで休憩にしたいと思います。再開は15分、11時15分にしたいと思います。

○議長（平田勝章君） 少し時間が、あの早いようですがお集まりですので再開いたします。

それでは再開いたします。4番、字引議員。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 4番、字引文威です。通告に基づき一般質問をさせていただきます。私は台風等豪雨災害時のインフラ施設の機能維持保全確保について質問いたします。前回、令

和元年度 12 月定例議会において質問した令和元年度 19 号台風災害について、被災された市町村に対し被害の状況並びに今後の対策について意見を聞かせて貰いに調査に伺いました。その内容を当村の今後の対策に反映させてもらいたいと考え質問させていただきます。

調査に伺った市町村は、麻績村振興課上下水道室、筑北村建設課、佐久穂町建設課、佐久市下水道課に伺いました。えー麻績村は下水道施設では麻績川の増水でも下水道処理施設は浸水等大きな被害はなく、しかし上水道施設が河川の洗堀で一部道路の配水管が流出し、断水被害が発生した程度で大きな被害はなかったようございます。

次に、筑北村は下水道施設では大雨による流入量が増加し、水位が上昇する危険があり仮設ポンプによる緊急排水処理を実施したとのことでした。また、上水道施設には道路損壊に伴う管路流出が一部あり修繕工事が発生したとのことでした。

佐久穂町では下水道施設については大きな被害は無く、上水道施設の一部で管路流出が発生し断水復旧工事があったようです。

佐久市については、公共下水道の佐久市下水道管理センター、下水処理場ですけれども、が一般河川の滑津川の氾濫浸水により地下にある処理施設等が浸水し、機械電気設備、地上部の自家発電設備が浸水し使えなくなり、汚水浄化放流機能が停止してしまったということです。また特定環境保全公共下水道施設の水管橋も流出したようです。さらに一部の農業集落排水施設にも浸水被害があったようです。施設管理者の方からはその浸水被害状況を目の当たりにした時は声も出せない状況であったとの感想でした。被害総額は当初 80 億円の見積りでしたが、現在約 40 億円程度と想定され、復旧完成期間も令和 2 年度末、あと 1 年位掛かるとの見通しとのことでした。

その間は緊急措置として流入汚水を滅菌処理のみで河川への放流を余儀なくされています。市民には下水道使用上の規制をお願いし、下水処理負担の軽減に協力を依頼している状況で、インフラ施設に大きな被害がでたことが確認できました。佐久市の下水道管理者の方からは、下水道施設等インフラは今の時代流せて当たり前で機能停止になるようなことは避けなければならない。というアドバイスを頂きました。

このような災害は、当村内を南北に流れる犀川でも北アルプス山麓で日雨量 500mm 以上を超える豪雨があれば同じような災害になることは予想されます。当村としてもハザードマップの更新作業が進んでいる訳で、このような生活になくってはならない上下水道インフラ施設も影響は大きいものであります。村として今後どのような対応をするのか質問いたします。それでは振興課長にお伺いいたします。新ハザードマップの更新についてお伺いいたします。今後の想定豪雨で予想される犀川河川流域の浸水予想高さについて、下生野・上生坂・草尾農業集落排水施設に対する影響がどの程度あるのか確認されているのでしょうか。答弁お願いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 4番、字引議員のご質問にお答えをいたします。

新しいハザードマップの資料からインフラ施設への影響についてという事でございます。先の定例会一般質問と重複いたしますが、下水処理施設は汚水を集めて処理水を放流するため、一般的に川沿いの低地に作られることが多く、当村の農業集落排水処理施設、下生野・上生坂・草尾の各処理場もご承知のとおり犀川沿いの低地でございます。以前お答えしましたようにハザードマップでも3カ所いずれも浸水想定区域に位置しておりまして、レベル2では冠水すると想定されているとこちらで確認をしております。以上答弁といたします。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 振興課長に再質問いたします。

浸水被害による機能停止防止対策についてお伺いします。当村の排水施設の立地条件がレベル2では浸水するとの確認がされている訳で、その施設の機能保持するための対策の必要性についての考えは如何かお伺いいたします。

私事ですが、私は昭和40年代から都市開発関連の仕事に従事し、特に上下水道施設の建設等に勤務してまいりました。そのような経験から、身近なインフラ施設が災害に見舞われ使えなくなることを、見過ごしてはいけないと思い、何とか知恵を絞って、利用者に迷惑が掛からないような対策が出来ないか行政として考えてもらいたいと考えています。浸水被害による機能停止防止対策についてのお考えをお伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えいたします。

先程答弁しましたとおり、浸水をしますと3カ所とも処理場、電気系統の機械が汚水に浸かりまして機能が停止するため、3区処理世帯で申しますと290世帯にのぼるかと思いますが、処理が滞る恐れが考えられます。汚水を場外で簡易処理し、放流する応急処置が必要になるかと思われまます。また、侵入水を排水ポンプ等で排出する作業の実施など緊急対応が必要になると考えます。そのため事前に緊急時の対応につきまして関係機関、また委託業者等と整備をしまして緊急時の体制を整備することが必要と考えております。以上答弁といたします。

○4番（字引文威君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） えー今振興課長のお話をお伺いしますと、いわゆる機能停止になっ

ちゃったという事に、からの対応というふうな形になろうかと思うんですが、まあ、なるべく私の考えとすればそれ以前にならないような、機能停止にならないような対策を含めて考えていただきたいなっていうふうに考えております。

それでは次に、前回提言させて頂いた安曇野市明科第3水源池の浸水被害想定について、施設管理者の安曇野市との被害想定等の協議は実施されたのか質問いたします。前回の回答では、安曇野市も被災しているのです、当村への早急な対応は難しい。今後検討としたい。とありましたが、浸水対策の必要性について安曇野市と協議をされたのでしょうか、いかがでしょうか。されたとしたら協議内容はいかがだったのでしょうか。振興課長にお伺いします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えいたします。当村が受水します安曇野市明科の水源取水施設明科第3水源池の浸水被害想定協議の実施の有無についてのご質問です。ですが現在まで実施には至っておりません。先月、県主催により安曇野市と当村の水道施設相互視察の機会がございまして、その意見交換会の中で、私の方から今後協議していきたいというお話はさせていただいているところでございます。以上答弁といたします。

○4番（宇引文威君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、宇引議員。

○4番（宇引文威君） 今後安曇野市の方とお話をして頂けるとの答弁でありますので、水源池施設の浸水故障による送水停止についての問題意識の両行政の共有に結び付けられれば幸いです。よろしく対応の方をお願いします。

続きまして、豪雨災害時の道路等洗堀流出災害に対する埋設水道管対策について質問いたします。今回の調査で感じたのですが、河川濁流水の影響で埋設されている道路が洗堀災害で水道管路が流出している状況が各市町村に発生しています。当村でも河川洗堀の想定される場所の重要管路の敷設位置変更、洗堀影響の外への敷設替えを実施し断水事故の予防も事前に必要ではと考えますが。当然費用対効果の検証が必要だと思いますけども、いかがでしょうか。振興課長の見解をお伺いします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えいたします。河川洗堀が想定される場所の重要管路の敷設位置変更についてのご質問ですが、当村にも、主に犀川沿いの村道及び県道に埋設されています管路が多数ございますし、その他沢を埋設横断する管路も村内に多数ございます。議員ご指摘のとおり、今後豪雨による増水等により被害が発生する可能性は考えられますが、

敷設位置を変更するには財政的にも地形的にも難しいのが現状でございます。字引議員もご承知のとおり、現在は有収率の向上に向けた漏水・老朽箇所の調査・改修を村では重点的に進めているところでございますので、今後改修する管路でこうした被害の可能性がある箇所については、費用対効果を検証しながら検討していきたいと考えております。以上答弁いたします。

○4番（字引文威君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 村民の生命線の飲料水が断水で一時的にも絶たれることは、村民の生活に大きな不便と労力を強いられる事となります。多くの高齢者には、特に大変なことと思います。管路の流出被害の減少対策も今後必要なことと考えております。今後の老朽管更新工事には現状把握を行い優先的に対策されることをお願いいたします。

それでは続きまして、下水道処理施設の豪雨災害時の機能停止防止対策について村長にお伺い致します。前回の回答では機能停止した処理施設の応急処置について、緊急時の体制を整備することの必要と堤防の嵩上げ等については費用対効果を含めて、今後の国の支援策等の動向等に注視するとともに犀川の日常的な河川管理、洪水時の災害対応等を適時・的確に行うと共に、国での一元管理について要望していくとの回答であります。犀川河川の築堤嵩上げについては工事の完成までには相当な時間が掛かるものと考えます。浸水被害にあった「佐久市下水道管理センター」では敷地地盤高プラス1.5m程の浸水被害が発生し、地上部の発電機室、水処理棟などが水没し、概ねすべての電動機器が使用不能になってしまったようです。国の災害査定も完了し、復旧作業も「日本下水道事業団」の技術支援等を受け、来年3月の本復旧を目指し現在工事中でございます。施設の復旧に対しての浸水防止策は、国で行う滑津川築堤補強工事と施設建屋内に浸水しないよう止水壁等の設置、機器の設置位置の嵩上げ、電線管路の止水対策など検討実施されるようです。当村としても下水道処理施設の浸水対策として必要なのは、国が実施する犀川河川築堤の嵩上げ工事が第一義的大きな対策であることは言うまでもありません。が、その完成には相当な時間が必要であり、このところの異常気象ではいつ豪雨が発生するか分かりません。よって、その築堤嵩上げ補強工事が完成する前に豪雨災害を被災する可能性があります。村としてこのような災害を想定し、インフラ施設の機能停止に陥らないよう、村として出来る範囲の対応策を実施しなければならないと考えますがいかがでしょうか。

対応策の案として、施設運転管理者、施設設計者等関係機関と「想定豪雨災害対応策の検討協議」を実施し、下水道処理施設の止水壁、配管の止水処理浸水対策、流入量増加時の運転対応方法などの検討。2として緊急資機材、仮設ポンプ等、災害時準備。3. 停電用仮設発電機の災害時準備。4. 災害時の運転管理方法の検討。5. 災害時の下水道関係者との協力体制の確立など。

以上のような検討と対策を行い、豪雨災害について準備をし、村民に安心して生活出来る、災害に強い村づくりを再提言させて頂きますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番、字引議員の質問にお答えをいたします。

下水道処理施設の豪雨災害時の機能停止防止対策はという事でございますが、浸水被害の防止対策や被災した際の応急・復旧対策につきましては、財政面も考慮した中で、議員ご指摘のとおり施設管理者、管理委託業者、その他関係機関間で協議をし生坂村地域防災計画に沿って対応していく事が必要と考えております。

また農業集落排水特別会計では、令和2年度より県に、県から頂きまして交付金を受けて農業集落排水処理施設の機能診断による劣化調査・診断を実施いたします。そしてその結果をうけて必要な対策工法や時期等を定め、その緊急度・重要度・予算の平準化を含めた計画となる最適整備構想を策定をいたします。この計画を策定することにより将来を見据えた事業運営が図られるほか、機能強化事業としましての補助事業による施設の改築工事が可能となり、お話の中にあります止水壁などの浸水対策や緊急用資材、緊急用資機材なども事業対象となりますので、今後、計画策定の中で検討していきたいと考えております。以上答弁といたします。

○4番（字引文威君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 今の村長のご答弁で、前向きな対応として今年度の農業集落排水施設の最適整備構想による機能強化事業のなかで対策が早急に実施できるよう進めて検討頂き、災害に強い村づくりを実現できるよう村長に期待させ頂きます。

また、こここのところの異常気象による豪雨災害は、いつ当村も被災するか分かりません。是非早い機会に対応いただけることをお願いし質問といたします。ありがとうございました。

○議長（平田勝章君） 次に、5番 瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 5番、瀧澤龍一です。通告に基づき質問を行います。

今回は、道の駅「いくさかの郷」のEVスタンドの設置遅れに関する説明と保・小中一貫教育導入に関して村長の考えをお聞きいたします。

最初に道の駅いくさかの郷のEVスタンドの設置について、昨年6月定例会で確認した所遅

くても年内の稼働の予定ということでしたが、現在に至っても設置がされておりません。振興課長に確認した所、設置業者(株)ファブスコの問題で遅れているとの事ですが、この遅れの原因と今後の対応について説明を求めますが、最初に(株)ファブスコとの設置に関する契約についてお聞きします。ファブスコの2015年5月18日に発表された電気自動車用急速充電器設置購入者へ助成金というようなものがあつたんですが、その募集にあつたものを活用されたのでしょうか。

あの、私が調べた内容では、国の充電器インフラ普及政策に基づき中部・西日本地区を主な対象として、代理店から充電器を購入設置する事業者や道の駅を対象に、急速充電器1基500万円程の費用が発生する充電器設置に対して、国の補助金とは別に約120万から最大280万までの費用補助をする事業であり、別に月々の電力基本料金も8年間ファブスコが負担するので、購入時の費用負担はほぼ無くなり、ランニングコストも大きく低減できる。また補助金の申請手続きや折衝もファブスコが代行して行うという、まあこの補助事業は、ファブスコが設備運営を行い、設置事業者との共同利用を条件とするもので、課金による収入収益は設置事業者が受け取る。オプションとして設備の保守管理をファブスコの子会社が相場価格の半分以下で一括管理を請け負う事ができ、月一回の巡回整備や夜間・緊急時の駆付けサービス、コールセンターの設置など内容も大きく充実させ、行うことができるといった、こういったような内容の契約内容なんですが、この設置の期限に関する事は決められていなかったのかについてお聞きします。これを最初の質問とさせていただきます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(平田勝章君) はい、振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 5番、瀧澤議員へのご質問にお答えをいたします。

道の駅いくさかの郷のEVスタンドの新設の遅れについてでございます。道の駅いくさかの郷へのEVスタンドの設置につきましては、用地の承諾のみで、設置にかかる経費、また国庫補助申請にかかる業務代行、電気料、維持管理経費など事業者が全て行い、村は導入経費やランニングコストがかからず導入できること、また近隣の道の駅でも導入実績があることなどから、(株)ファブスコによる事業導入で進めておりました。瀧澤議員お話のとおり、遅くも年内には稼働の予定であると6月定例会にてご説明いたしましたが、現在設置に至っておりません。

経緯としまして、村では、昨年5月に設備整備の国庫補助金申請の報告、7月には補助金採択の報告、そして今後設置に関しては関連会社の(株)イーファシリティで行う旨の連絡を(株)ファブスコから受けておりましたが、それ以降連絡等ありませんで11月頃問い合わせをしましたところイーファシリティより、補助金交付決定額が想定以上に低かったことと、急速充電機等の仕入れを行うための資金調達が不可能となったとの理由から、年度内の設置ができない

との報告を受けました。当村以外にも同じく設置を予定していた自治体も県内に数か所あり、確認したところ、当村と同様の状況であることがわかりました。

最初に、ファブスコとの設置に関する契約につきましてでございます。5月に急速充電器設置場所の使用につきまして、補助申請に必要なことから電気自動車充電設備設置承諾書を取り交わしております。それ以降の業務上の契約にまでは至っておりません。

また、瀧澤議員ご指摘の(株)ファブスコによる電気自動車用急速充電器設置購入者への補助金募集事業の活用という事でございますが、確認しましたところ(株)ファブスコによる民間事業者を対象とした事業という事でございますが、今回当村で導入いたしました事業とは関連性はございませんでした。また、このような状況であったため、設置期限の決定につきましてですが、当初の打ち合わせ時の「遅くも年内までには稼働の予定」というお話をしていたのみでありまして設置期限の決定というしっかりしたものはございませんでした。以上答弁といたします。

○5番(瀧澤龍一君) 議長。

○議長(平田勝章君) はい、瀧澤議員。

○5番(瀧澤龍一君) 再度確認ですが、あの電気自動車用急速充電器設置購入者への補助金という事業ではないと。これは、まあ設置場所のみを提供することで、(株)ファブスコで充電の設備を設置して自由に使ってくださいという内容のものと受け取れるんですが、まあ、収入収益だとか、或は土地の貸付金だとか、そういったような収入というものも逆に一切ないという、そういうものでしょうか。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(平田勝章君) はい、振興課長。

○振興課長(中山茂也君) えー、お答えします。今回のEV施設設置につきまして、土地の使用料、また収益についてのご質問でございますが、土地の使用料につきましては、使用料の収入する自治体の例もあったようでございますが、当村につきましては想定はしてございませんでした。また収入につきましても想定はしておらず、無いという事で考えておりました。以上答弁といたします。

○5番(瀧澤龍一君) 議長。

○議長(平田勝章君) はい、瀧澤議員。

○5番(瀧澤龍一君) まああの、設置に関する契約だとか或は業務上の契約、メンテナンスだとか夜間の緊急サービス、緊急の駆付けだとか、そういった内容の先ほど言われるその業務上の契約という表現でいいかと思うんですが、この辺の契約等も無しにですね、ただお願い

ただけのものだと。まあこの道の駅にEVスタンドっていうのは必要だという意見からですねえ、設置する事となったこの施設に対するですねえ、あまりにもちょっとこう私にしたらずさんな管理を、扱いをしているのではないか。そのように思えますがその辺の考え方はどうなんでしょう。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） えー、お答えいたします。先程もお話、答弁させていただきましたが、業者選定する中で設置にかかる費用ですとか業務の代行・電気料・維持管理費に経費に至るまで事業者の方で負担をするという事業でございまして、村の方では用地のみを貸し付けるという内容の契約でございました。そのために当村としましても設置また維持管理に対してリスクがないという事もございまして、この業者での導入を決めたところでございます。契約でございしますが、お話ししましたとおり土地の承諾については5月に承諾書を交わしております。そしてこの施設の運営につきましては、その後契約を結ぶ予定でございましたが契約には至っておりませんでした。その契約につきましても、ひな形とかは頂いておりまして、準備をしていたところなんですけども、内容としましても設置場所の賃貸借契約というような内容でございました。以上答弁といたします。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） まあそこと本当に取引していいかどうかっていうのは業者選択の中に入っていたかとは思いますが、そういったメンテナンスだとかそういった所もきちんと調べてですねえ、本当に大丈夫かって、その辺の中で決められていけばいいんですが、私6月の時にはやっぱりメンテナンスだとかその辺のところ不安だという事で、大丈夫でしょうかっていう質問をしたわけですが、この事業所の問い合わせ先であった一つのファブコス(株)の大阪支店、これが令和元年の11月30日をもって廃止、いわゆる引き揚げてしまったと、そういったような状況です。設置に関しては(株)イーファシリティで行うという事ですが、こちらも2014年3月に設立したベンチャー企業で、急速充電器等の仕入れを行うための資金調達が不可能という状況、これらもどちらの企業の問題なのか。この様な内容を含めてですねえ、現在の状況と今後の対応について説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えいたします。現在の状況と今後の予定でございます。(株)ファブスコには今後の対応についてこちらの方でも問い合わせをして調整をしてお

ります。現在確認中でございます。また村では現在、他の業者ともこの施設の導入につきまして詳細を説明いただくなどして、どのように事業導入していくか内部で検討しているところでございます。事業担当部門であったファブスコ大阪支店が、昨年 11 月末で廃止になっているとのお話でございますが、業者からこちらの方には連絡等も特にございませんでした。承知もしておりませんでした。確認をしましたところ本社の方に統合したという事でお聞きをしております。以上答弁といたします。

○5 番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5 番（瀧澤龍一君） 現在ファブスコに対応を確認中であり、他の業者とも導入について説明を受けているとの事ですが、まああの 11 月にイーファシリティから、急速充電器等の仕入れを行うための資金調達が不可能だと、年度内の設置ができないという報告を受けてですねえ、当村以外の同じ設置を予定していた自治体に問い合わせをして、同じ状況だという事を確認されたという事ですが、まああのやはり先ほども言いましたが、6 月時点でこれはベンチャー企業で非常に危ないよと心配していたのに、資金調達が出来ないなんて事になってるっていう事は、もう非常に問題だと思いますよね。で既にもうその 11 月からすると 4 か月も過ぎている訳ですが、この辺の、まあ今はまだよくわからないような状況みたいに考えるんですが、対応が遅いんじゃないかと私は考えます。イーファシリティは、今後についてどのような回答をしてきているのか、また他の業者とはどのような会社と話をしているのか説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えいたします。現在イーファシリティと確認調整をしているという回答でございますが、先ほどお話ご説明しましたとおり資金繰り等で設置が不可能だという返事をお聞きをしております。現在(株)ファブスコ、また関連会社でありますイーファシリティでありますけれども、それぞれ組織の中でいろいろ協議を行っているようでございます。そして今後どういう対応が出来るのかという事につきまして、3 月中にお返事を頂けるという事でお話をさせていただいております。また、その他の会社でございますが、ここら辺、近隣の会社でございます。お名前はあれですけれども打合せさせていただいております。以上答弁といたします。

○5 番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5 番（瀧澤龍一君） まあイーファシリティの方とそちらの方の内容はよくわからないと、いつになったら再開できるのかっていうのも解らない状況だと思いますが、私この会社ちょっ

とネットの方ですすねえ、いろいろ調べてみたんですが、イーファシリティっていうのは、やはりこれも資本金8千万同じくらいのレベルなんですけど、これも(株)ファブスコがすねえ49%出資している会社で、結局同じビル内ですか、その中にある会社であります。またファブスコの方は従業員30名ほどなんですけど夏冬の賞与はなしと。で、古い社員は頑張っているようなんですけど新しい社員はどんどん替わってしまうと、まあそういったような会社のようにです。また雨の日は充電器のトラブルが殺到して、サービスを担当している方は四苦八苦しているというような、そんなような格好もあるようです。まああの一、1基設置するのに120万〜200万、280万くらいの補助を出しているというような、そんな事もあってすねえ、18年には218基設置をして、19年のところには253基を設置したというような事ですが、まあ19年度に35基くらい増設をしているというような、そんなことになるんですが、まあ35基増設すると、だいたい平均200万出していたとすると、もう7,000万。累計で253基設置したとすると5億600万位の投資をしている。そこに電気代だとかメンテナンス代だとかっていう経費をやったたら、それに見合うようなまだ収入がないというような状況、この辺の結果大阪支店は撤退しなければいけない、資金繰りで銀行からも借りれないといった、そんなような状況になっているんじゃないかなあと私は想像いたします。いずれにしてもすねえ、状況を良く分析して早急に対応をして頂き早期設置を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(平田勝章君) はい、副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただ今の質問に対してお答えいたします。振興課長からは11月に私の方に現在の状況の説明がありました。私の方でも状況の確認と、そして他の業者さんを探すように指示を出しております。その中で大手の電力会社の方からそういう提案がございましたので現在それを進めているところでございます。またあのファブスコの方からは3月中に回答があるという事でございますので、それをしっかりと確認をし、そこで判断をさせていただきたいと思っております。以上答弁とさせていただきます。

○5番(瀧澤龍一君) 議長。

○議長(平田勝章君) はい、瀧澤議員。

○5番(瀧澤龍一君) はい、まあいずれにしてもすねえ、きちんとしていただいて早期設置に向けてお願いしたいと思います。では次に、あの保小中一貫教育について、...

○議長(平田勝章君) すいません、よろしいですか。ここで昼食にしますので、午後にお願いしたいと思います。それではここで昼食のため休憩にしたいと思います。再開は13時といたします。

○議長(平田勝章君) はい、再開いたします。一般質問を続けます。5番、瀧澤議員。

○5番(瀧澤龍一君) 議長。それでは保小中一貫教育について村長の考えをお聞きします。

保小中一貫教育導入に関して研究検討協議会が29年の7月に発足して31年6月で2年間の委員任期終了となり7月に中間報告という形で村長に提出。ここでの検討結果は委員に対してアンケート形式でまとめたものですが「生坂村で小中一貫教育は必要と思いますか」との設問に対して、はい6名、いいえ0名、どちらともいえない5名、無回答が3名といった結果でした。またこの2年間の中で充て職の委員がですええ8名の入れ替わりがありました。この内容の詳細は、ホームページでも紹介されていますが、村長はご存じかと思います。この後引き続き協議する事になり新たに2年間の委員委嘱がされました。この委員も令和2年の4月また令和3年の4月には充て職の委員の入れ替わりが発生します。この様な体制の協議会で委託された委員が結論を出すとすれば中間報告の時と同じような結論になるのではと考えられます。

村長はこの協議会に求めるものは何か。保小中一貫教育導入の要否の判断基準とするものでしょうか。要否の判断はいつの時期までと考えますか。また今現在中間報告や総合教育会議また近隣市町村の動向等を鑑みる中で導入するべきかどうかについての考えをお聞きします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(平田勝章君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 5番、瀧澤議員の質問にお答えをいたします。

保小中一貫教育導入に対しての私の考えはということでございますが、保小中一貫教育研究検討協議会につきましては、議員ご指摘のとおり平成29年7月に設置をし、生坂村における保小中一貫教育の導入に関する事等、今まで3年近く研究検討を重ねていただいております。

これまでの検討状況につきましては、昨年7月に、腰原会長から委員の意見等も掲載された今議員ご指摘の中間報告書を提出していただきましたし、その後の検討経過につきましても、今月3日に開催しました総合教育会議において、事務局であります教育委員会から報告を受けたところでございます。

ご質問ありました保小中一貫教育を導入すべきかどうかの判断基準・時期等についてでございますが、私が協議会委員の皆様を委嘱して研究検討をお願いをしている立場でございますので、協議会としてお示ししていただく提言等につきましては、最大限尊重すべきものと認識しておりますし、その内容を十分踏まえた判断をしていきたいと考えております。

その判断時期につきましては、先日の総合教育会議の議論の中でも、協議会としての最終報告書を令和2年度末を目途に取りまとめたというお話が、教育委員会からございましたので、その最終報告に盛り込まれました提言等を読み込んだ上で、できるだけ早い時期に、保小中一貫教育導入の要否も含んだ生坂教育の方向性を示してまいりたいと考えております。

また、今現在、導入すべきか否かどう考えているかというご質問でございますが、村の厳し

い少子化という現状やこれまでお聞きしている協議会委員の皆様の意見等から考えますと、保小中一貫教育を導入することは、今後、村に小中学校を存続させていくための一つの選択肢であると認識しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、提出していただく最終報告書の提言内容等をしっかり吟味した上で、判断をさせていただきたいと考えているところでございます。以上答弁いたします。

○5番(瀧澤龍一君) 議長。

○議長(平田勝章君) はい、瀧澤議員。

○5番(瀧澤龍一君) あの協議会が令和2年の末に提出、最終報告という形で提出されるという事で、まあこの辺を読み込んでいただいて、できるだけ早い時期に、保小中一貫教育導入の要否も含んだ生坂教育の方向性を示すとの回答を頂きました。あの現在の村長の考えはどうかっていうところは、まああの、協議会の方に諮問させているんであまりパツとは言えないとは思いますが、いずれにしてもやるべきとの一つの選択肢として捉えてるという言い方をしていますが、その方向に行くようなイメージを私はとらせていただきました。まああのこの生坂教育の方向性についての、令和2年に出すという事ですが、この辺の周知方法としてですねえ、池田町は昨年12月に第2次教育大綱を制定し基本目標の3つの柱の中の1つに「信州池田町学びの郷 保小中15年プラン」というそういった目標を作ってますねえ、この中の推進する中ですねえ、一貫教育の方針が示されております。生坂村教育大綱もですねえ2016年に制定して4年目に入るわけですが、あの学習指導要領は2018年に改訂された内容の実施時期が小学校は本年度、中学校が来年21年からとなっております生坂村教育の方向と併せてですねえ、教育大綱を見直して二次版の中にこういったものがきちんと明記していただければと思いますがどのようにお考えでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(平田勝章君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 5番、瀧澤議員の質問にお答えをいたします。

えー当村としても、この間行ないました3日の総合教育会議におきまして、少々お待ちください。資料がいっぱいあるもんで。今あの、第2次生坂村教育大綱策定中という事で、教育委員会から3月3日第2回生坂村総合教育会議の方で報告を受けております。来年度には策定をするという事でございまして、そういう中で池田町が第2次教育大綱で学びの郷、小中の15年プランをまあ策定したという事で、掲載されたという事でございしますが、まあ当村においては私の保小中一貫教育に対する考え、また研究検討協議会の中でも今後どのようなご意見が出てくるかというものを含んだ中で、第2次生坂村教育大綱を作っていかなければならないと考えております。そこら辺はまあ教育委員会の方で進めていくと思いますので、そんな形で進め

ていきたいと思ひます。以上答弁といたします。

○5番(瀧澤龍一君) 議長。

○議長(平田勝章君) はい、瀧澤議員。

○5番(瀧澤龍一君) まああの一、いずれにしてもですね一貫教育を行うという方針が出たとしてもですね、すぐに開校というわけにもいなくて、そこからまた開設のこの準備委員会なりを発足してですね、色々な検討協議を行うことになり、開校にはまた数年の期間がかかるかと思ひます。この問題はですね、村長の言われる令和2年度末までには方向性を明確にさせていただき、次のステップに入れるようお願いして質問を終わらせていただきます。

○議長(平田勝章君) 次に、2番 太田議員。

○2番(太田讓君) 議長。

○議長(平田勝章君) 太田議員。

○2番(太田讓君) 2番、太田讓です。通告に従い、2点質問をいたします。

1つ目として、道の駅いくさかの郷を生坂村の防災に活用してはどうかという提案をしたいと思ひます。近年自然災害が猛威を振るい全国的に防災意識が高くなってきているなか、昨年10月の台風19号では長野県も想像を超える災害に見舞われ近隣市町村でも甚大な被害を受け村民一人ひとりの防災意識もさらに高まったと思ひます。当村は地震や災害で甚大な被害を受けた場合「陸の孤島」となる可能性が過去の災害を見ても否定ができないと考えます。その場合、自己水源のない当村はライフラインの「水」を失ってしまいます。各世帯で数日間分の備蓄品を確保しておくことはもちろんではありますが、台風19号で被災した佐久穂町のような家屋倒壊、土砂崩落、道路寸断といった同規模の災害を受けた場合には、備蓄が流されたり埋もれてしまったり、持ち出せたとしても長期間の避難生活で備蓄品が底を尽いてしまいます。また、地震断水を避けるためにすべての水道管を耐震管に変更するのは時間もかかり費用も大きく即効性は見込めません。もし村内の管すべて耐震管に敷設替えが出来き、地震や道路崩落に耐えられたとしても供給元の安曇野市や大町市の管が止まってしまうと生坂村には水が届きません。生活用水の確保として上生坂防災倉庫に非常用浄水装置を保有しておりますが、毎時2000ℓの浄水能力がありますが、全村民が生活に必要な水量の確保としてはその配布手段、容器等なども考えれば村として飲料水と併せて保存食を備蓄品として保有しておくことが重要と考えます。そこで現在、村が備蓄として準備している飲料水は1.5ℓ保存期間5年が320本、2.0ℓ保存期間10年が804本、保存食として即席ラーメンが150食です。村としてこの数

が妥当なのか、またこれから備蓄の保存期間が過ぎる物の処理方法と現在の備蓄品保管場所について教えていただきたいと思います。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(平田勝章君) はい、副村長。

○副村長(牛越宏通君) えーそれでは2番、太田議員の質問に対してお答えをいたします。

飲料水及び保存食については、太田議員の質問内容にもありましたように、海洋センター下の防災倉庫に飲料水として1.5ℓ・320本、2ℓ・804本で、昨年度購入した2ℓ・462本であります。保存食については即席ラーメンが150食分備蓄していますし、各自主防災組織には平成27年に元気づくり支援金の地区の防災安心応援事業で、10区の防災組織に配布したレトルト食品25食、ラーメン10食、白米15食、乾パン5食、ビスケット10缶が各区に備蓄されております。

また、備蓄の保存期限の過ぎた物については、食料品が期限が切れる前に防災訓練時に利用を考えていますし、飲料水については防災訓練時の利用と、災害時の飲料水ではなく生活水として活用をしてはと考へております。

現在の備蓄量が適当かについてですが、生坂村防災計画に食料品等の備蓄・調達計画が定めであり、基本的には住民は、一般流通が機能しないと考えられる災害直後からおおむね3日間は、自らの備蓄で賄うことが原則とされており、この内容につきましては、平成27年度に作成して全戸配布する際に説明をいたしました「生坂村家庭用防災マニュアル」により周知をしているところであります。村は、食料を持ち出しできない方等を想定しての必要量を定め、備蓄するように対応をしております。

現在の備蓄量については、災害での状況により対応できるどうかは異なってきますが、大規模災害時の飲料水については毎分33ℓの処理ができる移動式の浄水器1台と毎分17ℓの処理ができる浄水器2台備えて使用できる状況になっておりますし、村内には水道の配水地が安曇野市から直接受水している日岐配水池が3基合わせて1,089t、小立野2基55t、下生野配水池4基242t、日岐白日に1基24t、上生坂に5基397t、草尾に3基80t、昭津に1基22t、大日向に1基50t、また大町市から受水している宇留賀地区に1基80t、古坂1基39t等の配水池があり村内で総数2,078tの貯水量となっておりますので、この配水池の水を給水車で配り対応することも考えられます。また食料品については、各防災組織に炊き出し用の釜とプロパンガスが配備してありますので、各家庭の米を持ち寄り炊き出しを行なうことにより対応できると考えます。以上答弁とさせていただきます。

○2番(太田謙君) 議長。

○議長(平田勝章君) 太田議員。

○2番(太田譲君) ありがとうございます。えーと、次に振興課長にお聞きしたいんですが、当村ではうどんに使用する小麦が採れているかと思うんですけども、これは乾パンにも使用できるんですが、加工所で乾パンというのは製造可能でしょうか。乾パンは保存食として村でも各区に備蓄として配布もしているものですので、まあ缶に入れるような入れ物はちょっと難しいかもしれませんが、ビニール袋に入っているタイプでも1年から2年間の保存期間が持てる品物だと思うんですけども、えーいかがでしょうか。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(平田勝章君) はい、振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 2番、太田議員のご質問にお答えいたします。

災害用の備蓄食料として加工所で乾パンの製造が可能かどうかというご提案でございますが、乾パンなどの製造工程ですとか、あと製造に必要な機材等こちらでは今現在詳細がわかりかねますが、製造の可否を含めまして農業公社ですとか関係機関と今後検討していきたいと思っております。以上、答弁いたします。

○2番(太田譲君) 議長。

○議長(平田勝章君) はい、太田議員。

○2番(太田譲君) ありがとうございます。先ほどの副村長の答弁の方で配水池のほうで2,078tの水があるということで、まあ災害時1人に必要な飲料水というのは1日概ね3ℓ、飲料水としてですね、必要だと言われていて、まあ1か月で90ℓ、まあ大規模災害を想定して2か月断水が続いたとしても180ℓ、避難村民を1,700人と仮定して計算すれば306,000ℓ。トン換算で306tということですので、水に関して配水池の水を災害時給水に上手に利用できるのであれば水に関しては大規模災害時でも安心できることは確認ができました。保存期間の過ぎた備蓄品に関しても総合訓練や生活水として利用するというところで、リユースしていることは非常に良いことだと思います。また備蓄倉庫の方にはですね、これらと違いまして他にも新生児用から大人用までのオムツであったりとか、トイレットペーパーであったりとか、災害時お皿とかそういうところの洗い物を減らすために巻くようなサランラップですね、そういう災害時に必要なもの各種いろいろまだ確保をしております。そこで今回の提案についての内容なんですけれども、日用品をたくさん扱っている「いくさかの郷」を直売所という見方だけではなく、視点を変えて村の備蓄庫としても活用してもいいのではないかと考えました。備蓄として使える「保存水と保存食」を直売所で村民の各家庭の備蓄として、準備品として販売をし、災害時には村が日用品も含め在庫を買い上げ、村の備蓄として使用する。そうすることにより備蓄の期限が切れる心配も減りますし、日用品も扱っている直売所は商品の循環も進みます。災害時には村の重要な防災拠点となり、いくさかの郷の施設利用としての幅も広がるかと

思います。さらに村で採れた小麦で乾パンを生産がもしできれば特産品として販売にも使えます。それとあと直売所の販売品として、まあ今回防災の拠点という話をしているんですけども、併せてご紹介したいものがありますが、こちらなんですけれども、防災飯といえばアルファ米を使用しているものが主流で、あの水と混ぜて使うものだと思うんですけども、こちらにあるものは水を使わずにアルファ米と中に入っている具材、こちらを混ぜるだけで牛丼が出来上がります。同じ商品でカレーもあります。で、こちらこの袋だけですべてが完結できます。こちらの商品なんですけれども 2016 年 4 月に発生した熊本地震、そちらの方で被災した飲食店のオーナー、まあその方が被災した際に水に本当に困ったと、で、どうにかしてその水を使わずに防災飯ができないかということを一生涯懸命考えて、実践に強い防災飯です。直売所としてもこれを販売し村民の備蓄品としても売り、村の備蓄としても活用ができるかと思いますが、以上の今言った 3 点の提案というものはいかがでしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(平田勝章君) はい、副村長。

○副村長(牛越宏通君) それでは、ただ今の質問に対してお答えをいたします。

まずはじめに、道の駅いくさかの郷の日用食料品についての保存食としてはということですが、道の駅いくさかの郷には非常用の食料となる飲料水、菓子類、インスタント食品、乾麺、缶詰、またその他生活用品などがありますので、災害時に保存食などが不足した場合には、それらを買って上げて支給することは得策と考えます。また、乾パンの特産品か新たな製造と、それは先ほど振興課長の方で答弁しておりますのでかぶりますが、農業公社と協議をしていかなければいけない問題と考えます。そして防災飯、まあアルファ米を利用した水を使わずにカレー・牛丼ができるというような問題につきましても、問題というか商品ですね。商品の備蓄につきましてもその物をちょっと私も食べてみたいなあというふうに考えておりますし、非常事態にはどうしても食に関するものは不足されるというような、まあ味ですよ、味覚等も味わいたいというような避難している方もおりますので、その件につきましても道の駅を所管する振興課、また、担当部局の方と調整をして検討してまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○2番(太田譲君) 議長。

○議長(平田勝章君) はい、太田議員。

○2番(太田譲君) えー、そうですね、道の駅の新たな活用方法として、可能性のある事だと思っておりますし、先ほど副村長の答弁にもありましたように、やっぱり被災期間が長くなれば食、そういうものでだいぶストレスが軽減されたりすることもあると思っておりますので、またこう

というようなものをいっばいちょっと私の方でも探してみますので、是非検討して村民の被災時のストレス緩和食の確保というところで検討を是非進めていただきたいと思います。

それでは2つ目としまして、最近大手衣料品会社のUNIQLO等でビニール袋を紙バックに変更したことを受け、他のメーカーも数社紙に変更していく考えを発表されました。また、スーパーなどではレジ袋の有料化など全国的にというか世界的にですね、ECOに対する意識が高まってきています。消費者も買い物にマイバックやマイ籠をもっていく方も見受けられるようになってきています。このようにビニール袋削減の動きは日々広がっています。

そこで村のPRも兼ねて全世帯に1つ、生坂オリジナルマイバックの配布を提案したいと思います。カラットリン、ガンズくん等を使ったデザインにすれば可愛いですし、ECOに対する村民の意識向上にもつながり、マイバックを使いいくさかの郷で買い物をすれば、村外買い物者や観光客以外のレジ袋の節約にも繋がり、節約&ECOになると思いますが村長の意見をお聞かせください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番、太田議員の質問にお答えをいたします。

レジ袋削減対策でオリジナルマイバックをという事でございますが、経済産業省によりますと、現在プラスチックは、非常に便利な素材でして、成形しやすく軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献をしているところでございます。しかし一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの課題もあり、私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があるとのことであります。

このような状況を踏まえ、今年の7月1日より、全国でプラスチック製買物袋の有料化を行うこととなりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としているとのことであります。つまり、今回の有料化を通じて、「環境のためにできることはなんだろう」と、考えるきっかけになるのではないのでしょうか。たとえば、マイバックを持ち歩く習慣が生まれるなど、環境のために一人ひとりのライフスタイルに変革を促すことが本制度の目的であります。そこで、国は前倒しで有料化することを推奨しておりまして、太田議員ご指摘の通り、㈱ファーストリテイリング傘下のユニクロ、ジーユーでは、4月1日より有料化を発表し、併せて環境にやさしい紙袋を導入するというところでございます。また、イオンでは、既に食料品売り場でレジ袋の無料配布を終了しておりますが、グループ内のコンビニ直営店、ドラッグストアのウェルシアでも4月1日から有料化しますし、マツモトキヨシホール

ディングスでも4月1日から有料化するそうでございます。また、プラスチック製買物袋の売上の用途については事業者自らが判断するものであり、消費者だけではなく、事業者もこれからの環境や社会のためにできることを考えるきっかけとして本制度を活用して、レジ袋の価格も売上げの用途も、事業者自ら設定することとなります。ただし、1枚あたりの価格が1円未満になるような価格設定をすることは有料化に当たらないという事でございます。

ただいま説明しました状況下でありますので、在庫があるまでは、プラスチック製のレジ袋を使っていき、当村としましては、いくさかの郷ややまなみ荘などで7月1日から有料で販売し、レジ袋の売上の用途については、太田議員の提言も参考にして、マイバッグの配布が良いのか、安価でいくさかの郷で販売する方が良いのか、他の方法で、村民の皆さんのエコに対する意識向上につなげる方法に活用するべきかなど、課長会議、知恵の輪委員会などで協議してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） えー、いくさかの郷ややまなみ荘は村外のお客様もいられますし、お土産として商品を購入される場合にはやっぱりビニール袋が必要な方等もいますので、完全に無くすことは厳しいとは思いますが。7月からの有料化で少しでもレジ袋の使用削減につながればいいかなと思います。また、そのレジ袋の売上げの用途については事業者が判断するという事で、それについて検討していくという答弁いただきました。私も買い物するときにはマイ籠を使っているんですけども、確かにいっぱい荷物、大きい形のものも並べやすいし入りやすいんですが、複数あるとやっぱちょっとかさ張ったり、まあそんなに大量に買うことも無いんですが、2つ持つと結構大変かなとは思いますが。ですがエコバックに関しては収納自体もコンパクトですし、複数あっても肩から掛けられる様な物であったりとか、いろんな形があるんですけども、複数持っていてもいいかなと思います。さきほど配布がいいのか、安価でいくさかの郷で販売すほうがよいのか、というようなことも言われておりましたが、せっかくPRも兼ねてあれするんならやっぱガンズくんとか、まあせっかくですんでね使いたいんですが、無料配布ということであればノベルティとしてガンズくんの方の使用はできますので、まあその辺は出来れば配布の方向のほうが使いやすいのかなとも思います。また、そういうバックとかであればせっかくそういうのも入れてれば山雅の観戦時に雨具を入れていくとか、何かを入れてく持ち物として持っていくことによって目も引きますし、そういうことを生坂村はやっているんだなってECOの発信にもつながるし、PRにもなると思います。そういうことを踏まえてですね、村民のECOに対する意識向上と生坂村のPRにもつながると思いますので、まああのまた広く知っていただけるようデザインですね、例えば普通のバックだけじゃな

くて、ちょっと雨が降ってたり雪が降ってる時に上を巾着のように絞れるようにするとか何か色んな工夫をされたバックとかもあるんですけども、まあそういうものであったりデザインを広く公募をして、それを参考にしながらあの作っていただいて無料全戸配布することを再度意見として提案し、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（平田勝章君） 次に、7番、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 7番、吉澤弘迪です。私は特定地域づくり推進法について、地域おこし協力隊の農産物収穫支援についての2点について、村長、村づくり推進室長、振興課長にお伺い致したいと思います。

まず最初に、特定地域づくり事業推進法について、村長にお尋ねいたします。国は少子高齢化による人口減少対策として、2015年に地方創生事業を掲げ実施してきましたが著しい効果は上がっていません。また当村も国の事業を取り入れて「まち・ひと・しごと創生事業」を行なって人口対策を実施してきましたが、人口の減少には歯止めがかかっていないのが現状です。国が意図としている地域創生では、人口減少の克服であり、それには地方経済を元気にすることの取組が必要で、その最低限必要なことは雇用の確保であると言われていています。今回新たに過疎地の雇いを確保するために、議員立法で「特定地域づくり事業推進法」が成立し、今年6月に施行されることとなりました。過疎地に人材派遣組合を新設し、働く場を確保することで地元の若者の定住や移住者の増加を図ることを目的としています。人手は欲しくても雇用に踏み切れない地場産業にも利点があると言われていています。人材派遣協同組合は、農協・商工団体が出資して設立し、組合が若者を雇用し、年400万程の給与を支払い、国と市町村が経費の2分の1を負担し、もう半分は事業者の利用料で賄うものであると言われていています。当村でも今まで人口増を図るためには、村内に雇用の場が必要であると議論がなされてきましたし、法人化を目指した若手大型農家が誕生して、そんな農家が労働力を村外に求める状況になっています。村内に新たに雇用の場を確保することは、当村にとって有効な事業であると考えますが、村長は当村でこの事業を実施する考えがあるかどうか、また実施する場合にどのような運用が可能かどうかお伺いをいたしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番、吉澤議員の質問にお答えをいたします。

特定地域づくり事業推進法による事業の実施と運用についてという事でございますが、特定地域づくり事業協同組合制度については、吉澤議員の質問内容にありますように、議員立法により地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が昨年12月に公布されて、今年6月4日から施行される運びとなりました。

この制度の概要は、対象地域は過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域で、その地域内の法人、個人の事業者により特定地域づくり事業協同組合を設立して、地域全体の仕事を組み合わせて年間通した仕事を創出して、組合員の職場に特定地域づくり事業協同組合が雇用した職員を派遣するという内容でございます。

財政措置については、議員ご指摘のとおり派遣職員の人件費は一人について上限額が400万円で、組合員の事業者からの利用料がその2分の1の額で200万円、それを除いた額の2分の1が200万円については、国の負担金で2分の1、村の負担で2分の1となり、その村の負担額の2分の1についても特別交付税措置されるという内容でございます。また、事務局の運営費上限額600万円についても財政措置をされるということでございます。

この事業に対して、国では令和2年度の予算を5億円計上しており、当村でも当事業は新たな雇用の場が創出できて、移住・定住を促進できる事業と考えますので、昨年10月に、総務省自治行政局地域自立応援課地域振興局で行われました事業活用希望調査では、令和2年度に実施希望と回答をしているところでございます。このため、今年の1月21日に東京で行われました特定地域づくり事業協同組合制度の説明会に牛越副村長を出席させて準備をしているところでございます。当事業の運用につきましては、6月法律施行に向けて、事務局体制を整備し、村内の法人、個人事業主を募り組合の設立に向けて進めるとともに、組合員の事業者における年間を通しての仕事を確立して、村内外から職員を募集して進めていき、令和2年度に当組合の設立に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上答弁いたします。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 村長に再質問いたします。村内の若者の定住と村外の若者の移住を促進するためには、働き口と安定した収入は欠かせない条件で、この法律の施行は有意義な事業と思われまふ。しかしながら、働き口があるだけで若者が定住するとは一概には言えまふ。移住した若者たちの話を聞くと、自分の移住しようとした地域の自然環境、住宅内容、教育内容、福祉・医療・交通、子育て対策、産業振興策などきめ細かく調査して決定したと言っています。村がこれらの政策の中で、他村にもないような移住者を引き付けるような魅力を持った地域づくりを推進をすることがこれからも必要であると思われまふ。

まず、村がこの法律によって事業をする前に定住しようとする若者を、地域産業が1年間継続して雇用できるかどうかという事が私は心配で、事業者が便利に雇用して終わったではこの制度の意義は薄れてしまいます。一定の派遣期間を定職を見つけたり、起業したりできるよう道筋をつけることが一番重要であると思います。如何にしたら定職を見つけたり起業できるかが問題ですが、将来設計については各々の考えがあるので一概には言えませんが、当村でそれを可能にするのは農業・林業を中心にしたコミュニティサービスであると考えます。コミュニティビジネスであると考えます。今、村の農業の主体となっているブドウ栽培を、6次産業化して生産・加工・販売を行なうワイン製造の実現や、観光農園、それから農産物の加工。林業面では山林の整備、薪・木炭の製造、シイタケ栽培など。また木材を利用した家具・調度品の製造・販売など生坂村で出来る新しい事業に目を向けて起業することは可能であると思います。

それには将来村の産業振興計画の中に、この分野の産業の6次産業化を加えて検討し、その道筋をつけることが必要であると思います。将来有望な雇用の場となる大規模化、法人化を目指す村内若者農家の支援が必要であると思いますが、村長のお考えは如何でしょう。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番、吉澤議員の質問にお答えをいたします。

えー、1年間通して農業を、また林業、6次産業化でコミュニティビジネスという事でございます。まあ、移住者にとりまして1年間定職を持つことは本当に望ましい事でございますが、この事業協同組合におきましては1年間同じ仕事をするという事はえー無理でございまして、9カ月農業だったら、あと3ヶ月林業というような極端な事でもよろしい訳でございますけれど、まあ農業に関しては法人化している新規就農者もおいでになりますので、そういう方が忙しい時、農業の方については仕事があるかと思いますが、一番私も考えているところは冬場の仕事の確保かと考えております。年間通して生坂村で仕事が無ければ、この特定地域づくり事業協同組合で職員を雇用しても、1年間400万円という所得補償をしても仕事がなければ、それを半分払う事業者がないという事になってしまいますので、そういう点について今後しっかり検討をし、6次産業化も含めた中で、また議会の皆さんとも協議をして是非この特定地域づくり事業推進法に基づいた雇用創出・定住・移住につなげていきたいと思っております。以上答弁といたします。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） まあ、私の今言いましたのは雇用の面で1年間通すという事ではな

くて、この協同組合がそれぞれ村内の若者、それから移住者をですねえ、雇用をしてまあ一定の期間、その生活を支えるわけですけども、その後ですねえ、若者たちが村内の若者の移住者ですねえ、雇用だけでまあ派遣員という事ですが、その身分だけで決して終わるものではない。まあ、あのこの法律の中の、にも謳われておりますけども、その後期間が終わった後ですねえ、やっぱり定職を見つけていかなければいけない。それには起業と定職を見つけて将来のその生活が出来る様にするというのが、これが一番の目的でございまして、そのためには私が先ほど言いましたように、やっぱり村で振興計画をたててその道筋をつけてやるために農業面だとか林業面でこういうような仕事をして、定職というか起業をした方がいいじゃないかと。それには村がああ、それなりの道筋の方法としてこの計画をたてて実行することが必要であると、このように申し上げたわけで、あのまま国より村のその発展の道が一つ開かれたわけでございまして、後はですねえ、村が自分の力でその効果を表れるように知恵とやっぱり力を出し合って、そして発展、そのこの法律が有効に使われるように考えていくというのが一番いいじゃないかと、そのように私は申し上げたので、まあ村長が先ほど申し上げました事も必要でしょうけれども、起業とそれから定職ということについて先ほど申し上げたような6次産業化を加えた林業と農業を一つのターゲットにしてほしい、このように申し上げたわけで、そこら辺のことについて村長のお考えは。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番、吉澤議員の質問にお答えをいたします。

確かに、あの一まあこの協同組合に関しましては、派遣という事で定職ではございませんので移住・定住という事になりますと1年間同じ仕事で生計をたてられることがベターだとその通りに思います。そういう点では当村では議員ご指摘のとおり農業林業を中心にコミュニティビジネスが出来れば当村の条件下では可能な部分かなと思っております。なかなか大きな企業がない村でございますので、農業では今ぶどう栽培で新規就農者頑張っている方が多くおいでになりますが、林業の方で今後森林環境譲与税も今年度から頂けるようになりましたので、そういうものを活用しながら森林経営計画も立てることもしなければなりません。これから林業も脚光を浴びてくる部分もあるかと思っておりますので、そういう点も視野に入れながらこの事業協同組合の中で働いていただいて、それが定職につながるようなそういう道筋も将来的には考えていかなければならないと、私も思いますので検討をしてみたいと思います。以上答弁といたします。

○7番（吉澤弘迪君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） この法律がですねえ、実を結ぶように、是非あの行政と村民が力を合わせて、知恵と力を出してやっていただきたい。このことをお願いして、この問題については終わりたいと思います。

2番目にですねえ、地域おこし協力隊員の農産物収穫支援について、村づくり推進室長、振興課長にお伺いをいたしたいと思います。村内には現在11名の地域おこし協力隊員がいます。この方々は3年の任期で村内外から村の募集によって協力隊員となられた方々で、日常いろいろな村の公益的な仕事をしてきています。隊員の人達が村民のために有益な仕事をしてきていることには心から感謝を申し上げたいと思います。ただ、一時的な貢献ではなく村の将来と自分の人生を考えて、未来につながる仕事をしてほしいと願うものです。出来る事なら任期中に自分の一生の仕事を見だし、当村に住み続け今後一村民として続けて村に貢献してほしいと考えます。そんなことから今回私は、地域おこし協力隊員に農産物の収穫支援をしてもらう事業を提案したいと思います。村には地域振興の目的で道の駅いくさかが誕生いたしました。この農産物直売所には、村内で生産された農産物の品揃と販売する事が地域振興につながり、それがこの直売所の大きな使命となっています。しかしながら、いつも村の農産物を品揃することは難しく、村の農業者後継者が高齢化して労力不足となり、直売所に出荷できる農産物が収穫されずに各地で放置されているのが現状です。村には山菜・ふき・きのこ・梅・たけのこ・柿・栗など、村の宝が収穫されずに捨てられています。これらの農産物を協力隊員に収穫してもらい、直売所に出荷するシステムを考えてほしいと思うのです。これらの放置した農産物を商品化したり、また加工して商品化することにはコミュニティビジネスとして有望であり、隊員の将来の仕事として一考に値すると考えます。村づくり推進室長に、協力隊員が日常業務の中で農産物の収穫支援が可能かどうかお伺いいたします。

次に振興課長に1として、村内に収穫されずに放置されたままになっている農産物について調査したことがあるかお聞きをします。2として、収穫されずに放置したままの村内の農産物を協力隊の力を借りて、直売所で販売する事が可能かどうか、またこの計画の運用内容をどのように考えているかお伺いをいたしたいと思います。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 7番、吉澤議員のご質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊の事業につきましては議員ご承知のとおり、人口の減少や高齢化等が著しく進む地方において、地域外の人材を積極的に誘致して、その定住・定着を図り、地域力の維持・強化に資する取組を行う方策として、平成21年度から国において推進されている事業で

あります。地方自治体では、任期終了後の定住・定着が出来るよう隊員に対する支援を進めることが望まれております。

国が示しております隊員が行う地域協働活動事例には、地域行事やイベントの応援、移住者の受け入れ促進、情報発信、地域ブランド等の開発・販売・プロモーションなど、いわゆる地域おこしの支援、それから水源の保全、環境保全活動、見守りや通院などの住民の生活支援、そして農作業支援や耕作放棄地の再生等を行う農林水産業従事などが挙げられております。村でもこれらを参考に、地域おこし協力隊設置に関する要綱、また任用・勤務条件等に関する規程を設け隊員の受け入れを行ってきたところでございます。

これらを踏まえ、ご質問の「隊員が日常業務の中で農産物の収穫支援が可能か」という点でございしますが、収穫から販売までのどの部分を支援するのか、また収穫し販売した物が誰の収入となるのかということによっても違ってくるとは思います。国で示されている活動事例にも農作業支援とはありますが、手つかずのものあっても単に所有者個人、また単に地域の団体の収入となる支援のみに限って言えば、支援を行うという事はなかなか難しいものだと考えます。

一方で、地域おこし協力隊員は一般職の非常勤職員としての身分を有していますが、営利企業等への従事制限が適用除外となっており、兼業等を通じて任期中から起業や就業に向けた準備をして任期終了後も活動地域へ定住定着していけるよう配慮されております。村においては、1週間のうち2日まで勤務時間内での定着に向けた起業準備等への従事を認めております。議員が言われるとおり、放置された農作物を活用することは新たなビジネスと成り得ると思いますので、そうした資源を活かした就業により、任期終了後も生坂村での定住を目指したいという隊員がいた場合には、この制度を活用し隊員が様々な実務経験を積む場として、農家であったり地域の団体の皆さんにご指導をいただきながら、一緒に収穫を行うことができるものと思います。また、資源を活用するために、その所有者の了解を得た上になります。隊員が個人的に収穫し販売することは、決められた制度の範囲内、先ほど申し上げました1週間のうち2日の時間内であったり、朝夕の勤務時間外で行うということは当然出来るものと考えております。以上でございます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 7番、吉澤議員のご質問にお答えいたします。

村内に収穫されずに放置されたままになっている農作物の調査について実施したことがあるかというご質問でございます。これまでに村としまして調査したことはないと思われ。しかしながら村内全区で開催をしました今年度の農業懇談会におまきして、生坂村の直売所への出荷についてお願いするなかで、山菜や柿など自家用のみの収穫が精一杯で、全量は収穫で

きていないとの声や、荒廃化が進む梅畑、栗の木や竹林などについて課題等お話をお聞きしております。

続いて、収穫されず放置された農作物を協力隊の協力で直売所へ販売することでございますが、吉澤議員ご指摘のとおり、当村の限られた魅力ある資源であります。こうした農産物を無駄にすることなく、いくさかの郷直売所の看板商品として出荷いただき販売することは、村としましても大変望ましいことと考えます。大好き隊員に収穫を協力頂き直売所で販売いただくことも、村づくり推進室と調整しながら実施することは可能だと思われまます。

続いて、この計画の運用内容をどう考えるかのご質問でございます。限られた貴重な資源を無駄にすることなく収穫し、いくさかの郷直売所等へ出荷・販売することで新たな産業や雇用、村の活性化につながるものだと私も考えます。山菜等の農産物を出荷いただくには、生産者組合に加入をしていただきまして、商品の包装からラベル貼り、陳列まで行っていただきまして、販売の際は売上の15%を手数料としまして直売所の生産者組合の方に納付していただく必要がございます。その他、大好き隊の活動に関する詳細につきましては、村づくり推進室の方より回答いたします。以上答弁いたします。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） お答えをいたします。

計画の運用内容をどの様に考えるかという点につきまして、生坂大好き隊を主管する観点から申し上げます。

ご提案の内容を実際に行っていくという事になりますと、所有者への了解と各作業を地域おこし協力隊員・生坂大好き隊だけで行うのか、他の誰かが関わるのか、それから売上金をどの様に扱うのか、ということをよく考えていく必要があるかと思えます。その中でも売上金の扱いについてはよく考えておくことが必要だと思えます。振興課長の答弁にもありました通り、

いくさかの郷の直売所での販売には、15%の手数料が発生しますので、その手数料を除いた売上金をどの様にするのかと言うことでございますが、一連の作業を想定したところ、想定いたしますと、収穫から店頭までを、地域おこし協力隊員一人で行う場合、或は、収穫から店頭までをその所有者と協力隊員が関わる場合、或は、所有者と地域の方などの第三者と協力隊員の三者が関わる場合などが主なケースと考えられると思えます。そして、隊員の業務時間やどのような業務形態の中で行うのか、なども考慮する必要があります。それらを組み合わせると、様々なケースが生まれてくると思えますので、それぞれの関係する方の収入割合について今こうすべきだと言うことは申し上げられませんが、何よりもお金の流れを明確にして疑義や不公平感などお互いに対して持たれないようにするということが大切だと思えますの

で、今後議会などからもご意見をいただき、検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 地域おこし協力隊員の農産物収穫支援について、再度村づくり推進室長、更に副村長からお答えをお願いしたいと思います。

地域おこし協力隊の農産物収穫支援については、平成30年・31年と柿の不足で直売所から依頼を受けて、協力隊員の支援で収穫されないで放置された柿を収穫してもらい直売所の品揃えのために直売所へ提供しました。また、下生坂中山間地域組合では、協力隊の協力を得てワラビの植え付けをして約20ヘクタール位のワラビ畑が出来上がりましたが、昨年は春先に一回収穫しただけで、その後収穫せずに放置したままになってしまいました。村内には村の事業で梅や柿を栽培し、その後所有者が高齢化して収穫されずに放置されたものや、タラの芽やタケノコなど所有者が収穫出来ずに放置したものを村外の知らない人が来て採って行ってしまうような、村の宝が失われているのが現状です。村には直売所が誕生して今まで放置されたこれ等の農産物を何とか有効に活用できないものか、また、協力隊員が任期終了後の起業に利用できないかどうかというような事を隊員とも話し合っただけで今回の質問となりました。

村づくり推進室長の回答では、国の協力隊の活動事例、村の協力隊員の要綱で、その支援には制限があるとのことですが、要綱の中でいろいろなケースを考えますと協力隊に農産物の収穫支援をしていただくことは可能であると考えます。振興課長のお答えでは、放置されたままの農産物をそのままのように村の中にはあるかという状況についての質問で、事業を進める中で現状の確認が出来ていないとお答えですが、私は誠に残念であります。農産物を直売所で利用する事にはお答えの中で前向きな姿勢をとられていましたので、その事業は是非実現してほしいものだと思います。地域振興のために村に直売所が誕生し、村民が大きな期待の一つであり直売所が経営が確立し成功するためには、行政と村民が知恵を出し合っただけで一本となって協力することが必要であると考えます。今年、山菜・ワラビの収穫期が4月5月と迫っておりますので、早急に村づくり推進室・協力隊・振興課・直売所・中山間地域組合の役員が集まって、運用方法について検討してほしいと考えますが、推進室長のお考えは如何でしょうか。また、各課の調整をとっておられる副村長にこの調整検討会議の実現を強く要望いたしますが、お考えは如何でしょうか。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） お答えをいたします。

先ほどご答弁を申し上げましたとおり、地域おこし協力隊・生坂大好き隊員が農作物の収穫支援等にあたるという事は制度の中で可能かと思えます。可能であるからには、前向きにそういったものも大好き隊員が定着・定住に向けて行なうという事も希望している隊員もおりますので、そういったことも含めて隊員とよく話し合いをして前向きに今後実現できるようにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） 7番、吉澤議員のただ今の質問に対してお答えをいたします。

ただ今村づくり推進室長からも前向きに検討をしていきたいという答弁がございました。また振興課長の答弁の中にも、道の駅いくさかの郷にとっても、遊休化を抑制するためにも必要な事業ではないかというような答弁がございましたので、この件につきましては、まあ吉澤議員の関係機関との連絡会議を早期に行う事の調整であります。今月の27日に予定している生坂農業未来づくりプロジェクト会議にも図っていきなというふうに考えております。そして、その結果により、もうワラビが収穫できる時期は目の前に来ておりますので調整をしてまいりたいと考えておりますし、取組んでいきたいというふうに考えておりますので、是非吉澤議員もご協力をお願いいたします。以上答弁とさせていただきます。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） えー実現の方向でそれぞれの方々からお答えを頂きましたが、いずれにせよ先ほど申し上げましたように、直売所は村の宝であり我々がですねえ先頭たつてやっぱり経営が確立するように考えていかなければいけないというのが村民と議員のやっぱり役目である。そのように私は考えますので、まああの一せひですねえ、私は出来る事だけは協力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと、以上私の質問は終わります。

○議長（平田勝章君） ここで休憩にしたいと思います。再開は2時半にします。

○議長（平田勝章君） はい、再開いたします。8番 市川議員。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） 8番、市川です。

私は今回、石原団地にエクステリア工事の計画をと、質問通告しています。今回の質問は村

政の事業執行型の良し悪しの問題点を指摘するものではありません。事業の完成度評価にあたり、懸念される事項が諸々あると感じられることから、行政の認識を確認するとともに私自身の感度からの若干の提言をしたいというふうに思い項目といたしました。

事業対象は今年度執行した道の駅いくさかの郷の前に建設中の若者定住促進住宅団地、名称を石原団地というようではありますが、この全体計画に関しての件です。

当該地はその位置からして、村内幹線道路脇で、主要公共施設に近くショッピング・通学等に便利な地で居住には申し分のない地であることは異を唱える声は聞こえていません。当団地は丸山木工工場跡の宅地として今年度8区画の造成を終え、村営住宅2棟が建設され10日完成で引き渡しを控えたばかりと思います。私も建築の設計を仕事としてきた身から、まあ新たな住宅を見るとそこで営まれる人々の暮らしを想定して良否を評価しつつ自分の勉強材料ともさせていただいています。まあそんな感度から気が付いた問題であります。まず、現状風景の中で2カ所に同様の課題を感じます。一つづつ伺いたいと思います。その1として、新築された2棟の住宅の南面が県道側となるので日当たり良く開放的ともいえるのですが、道の駅の駐車場と田んぼ1枚を挟んで対面しています。道の駅駐車場の県道側に駐車される方の半分近くが道路向きに駐車をしております。現状では、住宅との間に遮蔽物の塀や垣根がないので逆に居住者のプライバシーが保てない状態と言えます。室内の憩い方の様子や洗濯物干しなどがやや遠目ながらも丸見えとなり、如何かなと思うわけであります。また、日の入り後や夜間には駐車場に入った車や保育所方面から県道に出ていく車のライトにも、もろに照らされることになり遮光性の高いカーテンを設置しなければ室内が度々明るくされて居住性が悪く感じられると思われまます。これは4月から入居が始まるとすれば早急に対処策が問われる問題となりかねないわけですが、新年度当初予算の外構工事分の400万円の内には、団地北東隅の擁壁改修と山側傾斜地の水路の改良工事が予定されて、この箇所への遮蔽物の工作はまだ予算上の確保はされていないと聞いています。まずこの問題に限ってどのように臨まれようとしているか最初に伺います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番、市川議員の質問にお答えをいたします。

えー南側の道の駅駐車場との対面によるプライバシーの確保という事でございますが、上生坂石原団地の定住促進住宅2棟は、予定通り工事も進みまして今月中にはそれぞれ若い世帯が入居する予定となっております。

えー市川議員ご指摘のとおり、当住宅2棟は田んぼを挟んで少し距離はありますが、真正面が駐車場となっております。まあ、カーテン類は特に必須で、特に遮光カーテンが望ましいと

思われますが、入居いただく方には、その旨お話しさせていただきたいと考えております。

また、遮蔽物につきましても必要であると考えております。先程議員ご指摘のとおり、来年度当初予算におきまして住宅団地と隣接をする東側の民家との間には遮蔽物を設置する予定でございます。今回住宅2棟の南側につきましても、遮蔽物必要と考えておりまして、種類や設置の方法等を検討し、ただ今建たりましたので来年度に設置したいと考えているところでございます。以上答弁いたします。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） えと、2つ目の問題ですが、まあ新年度次の住宅2棟を予定しているわけですが、建てる順番からいけば恐らく西側、奥からの2区画への建築というふうに推測されます。さらにその手前にもう1区画、県道際に1区画は当分のそのまま、来年度、再来年度以降になるのではないかと思われます。しかし、そこに住宅が建つことになると、今度はかあさん家の食堂すぐ目の前に位置するわけで、より近い状態でお客様の視線から逃れられない存在になってしまうわけです。そのために絶対的に遮蔽物が必要とされることになるでしょう。で、その対処策として、まあ目隠し的な、目隠しとなる塀かフェンスを単に今の境界線上と言いますか、境界線横に作ってしまうと今度は団地から県道へ出ようとする車の視線を妨げることになって、まあ邪魔物になってしまうわけですねえ。えー、ですからあんまりその境界線上に建てると、いわゆる出ていく車の確認に車の鼻先が県道側に出ちゃうという事から、目隠しの物をその線上に建てられないというのが現状ですけれども、まあ今言うようにこのここへの建築は多少1～2年先かと思いますので、まあ緊急性っていう意味ではまだ有余があるかと思うんですが、この辺の設計や施工をどのように考えているんでしょうか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 8番、市川議員のご質問にお答えいたします。

その2とその3でご質問いただいております、最南端区画の県道隣接地のプライバシー確保について、また目隠しフェンスの設置についてという事で、まとめて回答させていただきます。

石原団地の県道沿いの南側区画への遮蔽物の設置につきましては、市川議員ご指摘のとおり、かあさん家食堂と近い距離になるかと思われます。ですので、遮蔽物の設置は必要と考えております。しかし、当区画での住宅建設の間取り等も含め、ご心配いただいております団地から出る際の視認性についても、設置の際に北側に寄せるなどして考慮しまして、当区画の建設工事完了の時期に併せて設置するようというふうに検討しております。以上でございます。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） 今まあ、フェンスを北側に寄せるっていうふうに言われましたが、まあいわゆる設置場所をその境界ギリギリでなくて、多少セットバックをさしてやるという事だと思うんですね。まあ、そうするとやはりそこに少しの空が出てくる。何メートルくらい、1メートルなのか、7～80センチかわかりませんが、下げると当然まあ空間が、空間と言いますか空気が出てくるわけですが、そういう事も想定されるのが花壇か何かの活用かなっていうふうに思いますが、まあ、そういうものを造れば造ったでまたその維持管理を誰がやるかという問題が出てくるというふうに思います。えーそれとそのセットバックすることによって、区画が多少なり狭まる、今考えているものより狭まっちゃうと思うんで、その境の区画をさらにずらさなきゃいけないのかなっていうふうに検討がさらに必要になる問題もあるかと思えますので、まあその事も指摘しておきたいと思えます。

まあ、そこでもう一つの、もう一つと言いますか、どういう様式で作るかといういう事がもう一つの問題かと私は思うわけです。で、目隠しを、目隠し塀をまあ通常考えられる木造でこしらえるとすれば当然その防護塗料として、塗料を塗った仕上げとするかと思うんですが、まあそうすることによって、その後のやはり維持管理がっていう問題が出てくるわけです。で同時に今その建ててある住宅の一部に、軒下ではありますけどもウッドデッキを今回造ってあります。この材質は桧の、設計の方から桧指定になってるわけですが、まあいわゆる当然それにも塗料を塗ってあります。しかし、ひさし線と先端がほぼ同じですので特にその先端は雨が当たって鎖が早くなるという事が想定するわけですから、まあ維持管理をうまくやっていくには2～3年位ごとに塗り直しをしてかなくてはならない。それを誰がやるかっていう問題が一つは出てくるんですね。で他のっていうか、宮の上団地の方も、ちょっと私久々にどうだったかなあと見てきたんですが、宮の上団地はあの一、手摺だけが木造でこして、土間はコンクリーだもんですから土間の方の維持管理はそんなにかからないですけども、やはりあそこも建設後塗装のし直しをしてあるかどうか疑う状況にありますけれども、やはりこれを居住者の責任でやるのもちょっとおかしなもんだと思えますんで、これは行政の持ち分になるんじゃないかと思えますが、そうしたことを含めた検討が必要になるというふうに思いますが、如何でしょうか、課長。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） えー、お答えいたします。目隠し塀のメンテナンス、またウッドデッキの関係でございますが、ご指摘いただいたとおり木造の目隠しフェンスを設置した場合につきましては、お話のとおり維持管理が必要になると考えられます。アルミ製、金額的な

事もございますがアルミ製などの金属製のものを予定しております。

また住宅のウッドデッキでございますが、ご指摘のとおり風雨の影響もあるかと思われまので、定期的な管理は必要になるかと思われま。時期ですとか方法については状況を見ながら確認をしながら村で管理が必要というふうに考えております。以上答弁いたします。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） はい。まあメンテはあの考えざるを得ないし、またそういうための予算付け等も所管で今後も検討していただきたいと思います。まあそこであの、これまでの問答からしても、この塀などのエクステリア工事の有用性のとか必要性についての認識はまあ、行政の方でも考えるという事ですし、私どもの目から見てもまあ必要だろうと訴えたわけですが、このことから当該地の団地建設工事は予想を超えて高い事業費になるのは避けられない状態であって恨めしく感じるどころですけれども、しかしまあ後戻りはできないわけですので、今後どの様にまあ如何様に収めるかが課題だというふうになってる、それが課題になってきているというふうに思います。そこで手当的な対処策という狭い角度でなくて、むしろ団地の街並みの景観と調和を重視した新たな事業の位置づけで住民にも納得いただきたい、入居者にも楽しさを感じてもらえる街づくりに仕上げるくらいの姿勢で臨むことが必要じゃないかというふうに思うわけでありま。事業的に、そう申し上げるのも、いわゆる事業的には後先になってしまったんですが、道の駅、なってしまったことや、道の駅候補地の変更もあって、まあこれは結果論なんで行政の責任というふうな事は問われる問題じゃないんですが、いわゆる道の駅の目の前の太陽光パネルが景観上苦になるという声が結構住民から聞かれています。えー実際今建築された外壁も黒っぽくどっちかって言えば暗い感じのようでありま。し、考えられるその目隠しのフェンスっていうのも、一番考えられるのは横目地の隙間の空いたこういうものだというふうに、あのことが考えられるんですが、これが今言う防腐剤を塗ると恐らく黒くなるでしょうし、アルミでやってもおそらくアルミ材は黒の、ブロンズかと思うんです。ですんでなんか全体的にあの辺が、その対象物が黒いものが多いと、暗い雰囲気か否めない、そういった道の駅と言いますか、あのステーションというふうに感じるという声もありますんで、まあですから、ここから私のささやかな提案ではありますけれども、そのさっき申し上げたように、どういうふうに作って皆さんに喜ばれるかという感度から、まああの目隠しには通常その日照とか通風を考えると今申し上げたこんなような感じのものしか止むを得ないと思うんですが、これは無地の黒っぽいものであるとちょっとやはり景観上も味気ないものという事もありますんで、出来ればこう白地に、そこへ村の特産物であるブドウの絵だとか、或はスカイスポーツのメッカを印象付けるアニメキャラクター、飛行具メイでわかる方いらっ

しゃるかわかりませんが、風の谷のナウシカの乗っている飛行具ですね、まあそんな様な絵を描くってのも選択肢に有りかなっていうふうに思います。まあそれと同時にそういう塀をその住宅のすぐ南とかあさん家食堂前の境とにやって、後は何もなくていいっていうのもやはりもう一つ問題じゃないか。やはり空いたところは、空いてるっていうか西側の境にはやはり白い、道の駅と同じような白いフェンスでこれはいいかと思うんですが、これも財政的に許せばそういうものをやった方が居住者の感度からいっても防犯上の問題、それから風なんか強い風が吹くといろいろ庭に干しといったコウモリが飛んでしまったとかいうような問題から言えば、やはり区画という意味でも欲しいかなと思うんですが、まあそういったものを、そういう西側境へのフェンスも私は当然必要ではないかというふうに思っているわけです。まあいずれにせよ、団地全体のエクステリアの工事の必要性を認識してるわけですから、まあここはちょっと村長に伺いたいんですが、まあ規模や内容をまあいろいろ研究、見積もり等して魅力ある住宅団地の街区をイメージできるような計画図を作成して然るべき会議等、経ながら検討して、合意が得られるならば予算化してくというふうにするべきだと思いますが、意向は如何でしょう。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番、市川議員のご質問にお答えをいたします。全体のエクステリア、外構の計画図を作って協議をして、まあ予算もどのくらいになるか見積もりを取りながら、いい計画図を作っていけばどうかという質問でございますけれど、まあ議員ご指摘のとおり結果論になりますが、道の駅いくさかの郷の建設場所が反対側が変わったことにより、確かに太陽光パネルが目立ってしまうという事は私も前から感じているところでございまして、えー、地球温暖化のためには自然エネルギーの活用が必要であり、あそこの面を村の土地でございましたが平林建設の方にお売りをして議会のご理解を頂いてああいう形で太陽光で今電気を発電しているところでございますが、あの一今後地球温暖化のためには必要な自然エネルギーの活用かと思いますが全体的に黒い感じのエリアであるという事は否めないところでございます。まあそういう点で道の駅の西側も白いフェンス、丸山さんとの間にまあ設置はさせていただきましたが、そういう白いものが今回も南側にはいいんじゃないかと私なりには考えておりました。そういう点でちょっとブドウの絵とかパラグライダーの絵までは私ちょっと考えてはおりませんでしたので、そういうものを含めた中で、また市川議員からもご指導いただきながら外構と言いますか、フェンスも含めて空いてる箇所も少し花壇にしてみるべきなのか、それとも維持管理が楽な樹木を植栽するのか、そんなことも考えながら明るいエクステリア全体的なものを考えていければいいと思いますので、そんなことで答弁とさせていただきます。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） 今申し上げたその塀を、むしろ広告板的な活用をすれば違った感覚がまた人の目にも映るんじゃないかと思います。まあ、明るく元気の出る街づくりに向けた実のある検討を期待を申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（平田勝章君） 以上で 一般質問を終わります。

◎散 会（午後2時56分）

○議長（平田勝章君） 本日の日程はこれですべて終了しました。

次の本会議は、3月16日の午後1時から、追加議案の審議という事でございますが、10時から16日の10時から全員協議会でこの追加議案の説明が行われます。

なお、この後議員の皆さんにおかれましては、石原団地の若者定住促進住宅の見学があるという事でございますのでここに集まっていただければと思います。なお追加議案はそれぞれの皆さまの棚に入っていますので、お帰りの際は忘れずにお持ちください。以上です。

○議長（平田勝章君） 起立。礼。ご苦労様でした。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年3月13日

議 長 平田勝章

署名議員 一ノ瀬貞男

署名議員 享引文威

令和2年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

11 日目

- 人事案 10 件
 - ・生坂村農業委員会委員の任命について
- 事件案 4 件
 - ・建設工事請負契約の締結について
- 補正予算案 8 件
 - ・令和元年度生坂村一般会計補正予算【第5号】
 - ・令和元年度生坂村営バス特別会計補正予算【第2号】
 - ・令和元年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第2号】
 - ・令和元年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第3号】
 - ・令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第3号】
 - ・令和元年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第2号】
 - ・令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第3号】
 - ・令和元年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第1号】

総括質疑

散会

・開会	4 P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	4 P
・人事案の朗読説明	6 P
・事件案の朗読説明	6 P
・補正予算案の朗読説明	7 P
・総括質疑	10 P
・散会	10 P

令和2年第1回 生坂村議会定例会

令和2年3月16日 午後1時 開議

議 事 日 程

【11日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
		(追加議案の提出)	
		散 会	

追 加 議 事 日 程

【11日目ー追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議案第21号	生坂村農業委員会委員の任命について	
2	議案第22号		
3	議案第23号		
4	議案第24号		
5	議案第25号		
6	議案第26号		
7	議案第27号		
8	議案第28号		
9	議案第29号		
10	議案第30号		
11	議案第31号	建設工事請負契約の締結について	
12	議案第32号	令和元年度生坂村一般会計補正予算【第5号】	
13	議案第33号	令和元年度生坂村営バス特別会計補正予算【第2号】	
14	議案第34号	令和元年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第2号】	

日程	議案番号	事 件 名	備 考
15	議案第 35 号	令和元年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第3号】	
16	議案第 36 号	令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第3号】	
17	議案第 37 号	令和元年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第2号】	
18	議案第 38 号	令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第3号】	
19	議案第 39 号	令和元年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第1号】	
20		総括質疑	

出席議員（8名）

1番	望月典子君	2番	太田 讓君
3番	一ノ瀬貞男君	4番	字引文威君
5番	瀧澤龍一君	6番	平田勝章君
7番	吉澤弘迪君	8番	市川寿明君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤澤泰彦君	振興課長	中山茂也君
副 村 長	牛越宏通君	健康福祉課長	山本かづ子君
教 育 長	樋口雄一君	住民課長	松沢昌志君
会計管理者	藤澤正司君	教育次長	山本雅一君

事務局職員出席者

議会事務局長	平野公恵君	書 記	眞島弘光君
--------	-------	-----	-------

◎再開（午後1時00分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。着席してください。ご苦労様です。

これより令和2年第1回、生坂村議会定例会を再開いたします。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、咳やくしゃみなどの症状がある方は、マスクの着用、咳エチケットを必ず行ってください。

なお、一時間ごとに休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。

報道関係者より取材の申混みがありましたので、これを許可しました。

本日の議事日程は、あらかじめ配付してあるとおりであります。

◎日程1・会議録署名議員の指名（午後1時01分）

○議長（平田勝章君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番 瀧澤議員、7番 吉澤議員を指名します。

○議長（平田勝章君） お諮りします。お手元に配付してある日程のほかに、理事者より提出されております、

議案第21号から議案第30号 生坂村農業委員会委員の任命について

議案第31号 建設工事請負契約の締結について

議案第32号 令和元年度生坂村一般会計補正予算（第5号）

議案第33号 令和元年度生坂村営バス特別会計補正予算（第2号）

議案第34号 令和元年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）

議案第35号 令和元年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第3号）

議案第36号 令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第37号 令和元年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

議案第38号 令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第39号 令和元年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

の、人事案10件、事件案1件、補正予算案8件を追加したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第39号までの19件を日程に追加いたします。

追加議事日程を、事務局より配付させますので、しばらくお待ちください。

（事務局…追加議事日程配付）

◎追加議案の提案理由の説明（午後1時12分）

○議長（平田勝章君） ここで、理事者より 追加議案、提案理由の説明を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、3月定例会の会期中に毎年度お願いをしています今年度の補正予算案などに付きまして、ご説明をさせていただきご審議をお願いするものでございます。

議案説明につきましては、人事案10件、事件案1件、予算案8件でございます。議案第21号から議案第30号、生坂村農業委員会委員の任命について、この議案第21号から30号の人事案につきましては、任期期間が令和2年5月18日から令和5年5月17日までの間の生坂村農業委員会委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項に基づき議会の同意を求めるものであります。

議案第31号、建設工事請負契約の締結について、この議案は、令和元年度道路災害復旧工事、村道2級10号線込地地区について請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び生坂村議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第32号、令和元年度生坂村一般会計補正予算（第5号）、この予算案は既定額から歳入歳出67,817千円を減額し総額を2,079,123千円とし、地方債の借入限度額を12,800千円減額して、繰越明許費の経費を定める補正予算であります。

主な内容は、歳入で使用料及び手数料で10,769千円、国庫支出金29,114千円、県支出金5,313千円、繰入金32,131千円、村債12,800千円を減額し、地方交付税3,221千円、寄附金16,200千円の増額となっております。

歳出では、衛生費4,523千円、農林水産業費19,498千円、商工費4,916千円、土木費19,225千円、災害復旧費38,054千円減額し、総務費が基金への積立金等で15,133千円、教育費が公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業関係等で9,207千円の増額となっております。

議案第33号、令和元年度生坂村営バス特別会計補正予算（第2号）、この予算案は既定額に歳入歳出290千円を増額し、総額を33,770千円とする補正予算であります。

主な内容は歳入で使用料及び手数料900千円、繰入金1,695千円を減額し、国庫支出金が2,595千円の増額であります。歳出では、運行費の修繕料で290千円の増額となっております。

議案第34号、令和元年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）、この予算案は既定額から歳入歳出9,275千円を減額し、総額を114,571千円とする補正予算であります。

主な内容は歳入で、使用料及び手数料19,893千円を減額し、繰入金10,638千円の増額であります。歳出では経営管理費を9,275千円の減額となっております。

議案第35号、令和元年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第3号）、この予算案は既定額に歳入歳出152千円を増額し、総額を58,202千円として、地方債の借入限度額を300千円減額する補正予算であります。主な内容は、歳入で使用料及び手数料792千円、諸収入437千円を増額し、繰入金777千円、村債300千円の減額であります。歳出では経営管理費を226千円増額し、公債費が74千円の減額となっております。

議案第36号、令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、この予算案は既定額から歳入歳出33,788千円を減額し、総額を258,247千円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で諸収入 1,135 千円を増額して、県支出金 33,235 千円、繰入金 1,368 千円の減額であります。歳出では保険給付費 33,164 千円の減額となっております。

議案第 37 号、令和元年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）、この予算案は既定額に歳入歳出 20 千円を増額し、総額を 90,426 千円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で使用料及び手数料を 511 千円増額し、繰入金 491 千円の減額であります。歳出では経営管理費 20 千円の増額となっております。

議案第 38 号、令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、この予算案は既定額に歳入歳出 21,700 千円を増額し、総額を 313,018 千円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で介護保険料 2,199 千円を減額し、国庫支出金 8,240 千円、支払基金交付金 5,152 千円、県支出金 3,111 千円、繰入金 7,395 千円の増額であります。歳出では、保険給付費 22,600 千円の増額で、地域支援事業が 1,139 千円の減額となっております。

議案第 39 号、令和元年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、この予算案は既定額から歳入歳出 1,733 千円を減額し、総額を 28,767 千円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で後期高齢者医療保険料 880 千円。失礼しました。いいですね、880 千円。繰入金 790 千円の減額であります。歳出では、総務費 306 千円、後期高齢者医療広域連合納付金 1,377 千円の減額となっております。

以上の議案でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、議案の説明とさせていただきます。

○議長（平田勝章君） 提案理由の説明が終わりました。

◎追加日程 1. 議案第 21 号 ～ 追加日程 10. 議案第 30 号（午後 1 時 12 分）

○議長（平田勝章君） お諮りします。

追加日程 1・議案第 21 号から、追加日程 10・議案第 30 号、生坂村農業委員会委員の任命についてを一括し議題とします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認め、議案第 21 号から議案第 30 号を一括し議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

「振興課長 中山茂也君 朗読説明」

○議長（平田勝章君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 11. 議案第 31 号 (午後 1 時 17 分)

○議長 (平田勝章君) 次に、追加日程 11・議案第 31 号建設工事請負契約の締結についてを提出し議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長 (中山茂也君) 議長。

○議長 (平田勝章君) はい、振興課長。

「振興課長 中山茂也君 朗読説明」

○議長 (平田勝章君) 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 12. 議案第 32 号 (午後 1 時 19 分)

○議長 (平田勝章君) 次に、追加日程 12・議案第 32 号令和元年度生坂村一般会計補正予算 (第 5 号) を提出し議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長 (牛越宏通君) 議長。

○議長 (平田勝章君) 副村長。

「副村長 牛越宏通君 朗読説明」

○住民課長 (松沢昌志君) 議長。

○議長 (平田勝章君) はい、住民課長。

「住民課長 松沢昌志君 朗読説明」

○議長 (平田勝章君) ここで休憩にしたいと思います。再開は 2 時 20 分とします。

○議長 (平田勝章君) はい、再開いたします。健康福祉課長。

○健康福祉課長 (山本かづ子君) 議長。

○議長 (平田勝章君) はい、健康福祉課長。

「健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明」

○振興課長 (中山茂也君) 議長。

○議長 (平田勝章君) はい、振興課長。

「振興課長 中山茂也君 朗読説明」

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育次長。

「教育次長 山本雅一君 朗読説明」

○議長（平田勝章君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 13. 議案第 33 号（午後 2 時 48 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 13・議案第 33 号令和元年度生坂村営バス特別会計補正予算（第 2 号）を提出し議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

「副村長 牛越宏通君 朗読説明」

○議長（平田勝章君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 14・議案第 34 号（午後 2 時 53 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 14・議案第 34 号令和元年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第 2 号）を提出し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、住民課長。

「住民課長 松沢昌志君 朗読説明」

◎追加日程 15・議案第 35 号（午後 2 時 59 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 15・議案第 35 号令和元年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）を提出し議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

「振興課長 中山茂也君 朗読説明」

○議長（平田勝章君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 16・議案第 36 号（午後 3 時 09 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 16・議案第 36 号令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を提出し議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、健康福祉課長。

「健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明」

○議長（平田勝章君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 17・議案第 37 号（午後 3 時 26 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 17・議案第 37 号令和元年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）を提出し議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

「振興課長 中山茂也君 朗読説明」

○議長（平田勝章君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 18・議案第 38 号（午後 3 時 31 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 18・議案第 38 号令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を提出し議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、健康福祉課長。

「健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明」

○議長（平田勝章君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 19・議案第 39 号（午後 3 時 52 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 19・議案第 39 号令和元年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を提出し議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

「住民課長 松沢昌志君 朗読説明」

○議長（平田勝章君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程 20・総括質疑（午後 4 時 01 分）

○議長（平田勝章君） 追加日程 20・これより総括質疑に入ります。

追加日程 1・議案第 21 号から追加日程 10・議案第 30 号までは人事案件のため、追加日程 11・議案第 31 号から、追加日程 19・議案第 39 号までの事件案 1 件、補正予算案 8 件について、総括質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 総括質疑なしと認め、総括質疑を終結します。

◎散 会（午後 4 時 02 分）

○議長（平田勝章君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日 3 月 17 日火曜日の 午後 2 時から再開し、委員長報告及び、追加議案の説明、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

なお、この後 議会全員協議会を開催しますので、第 3 会議室にお集まりください。

○議長（平田勝章君） 起立。礼。はい、大変ご苦勞様でございました。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 3 月 16 日

議 長 平 田 勝 章
署名議員 龍 澤 龍 一
署名議員 吉 澤 弘 迪

令和2年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

12日目

- ・ 委員長報告
- ・ 質疑・討論・採決
- ・ 16日に追加された議案の質疑・討論・採決
- ・ 議事日程の追加
 - 発議第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について
議員派遣の件
- ・ 閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・ 閉会

・ 開会	4 P
・ 委員長報告	4 P
字引総務建経常任委員長	4 P
望月社会文教常任委員長	6 P
・ 質疑・討論	8 P
・ 採決	9 P
・ 16日に追加された議案の質疑・討論	11 P
・ 採決	12 P
・ 発議	14 P
・ 議員派遣の件	15 P
・ 継続審査の申出	15 P
・ 村長あいさつ	15 P
・ 閉会	16 P

令和2年第1回 生坂村議会定例会

令和2年3月17日 午後2時 開議

議 事 日 程

【12日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
3		16日に追加提出された議案についての 質疑・討論・採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉 会	

追 加 議 事 日 程

【12日目ー追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	発議第1号	医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める 意見書	質疑 討論 採決
2		議員派遣の件	

出席議員（8名）

1番	望月典子君	2番	太田讓君
3番	一ノ瀬貞男君	4番	字引文威君
5番	瀧澤龍一君	6番	平田勝章君
7番	吉澤弘迪君	8番	市川寿明君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長	藤澤泰彦君	振興課長	中山茂也君
副村長	牛越宏通君	健康福祉課長	山本かづ子君
教育長	樋口雄一君	住民課長	松沢昌志君
会計管理者	藤澤正司君	教育次長	山本雅一君

事務局職員出席者

議会事務局長	平野公恵君	書記	眞島弘光君
--------	-------	----	-------

◎再 開（午後 2 時 00 分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。着席してください。

これより、令和 2 年第 1 回、生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ち申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大予防のため、咳やくしゃみなどの症状がある方は、マスクの着用、咳エチケットを必ず行ってください。また、適性に休憩をとり窓を開けて換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。

なお、報道関係者より、取材の申し出がありましたのでこれを許可しました。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付してあるとおりであります。

◎日程 1 ・会議録署名議員の指名（午後 2 時 01 分）

○議長（平田勝章君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、8 番 市川議員、1 番 望月議員を指名します。

◎日程 2 ・委員長報告（午後 2 時 01 分）

○議長（平田勝章君） 日程 2、この 6 日に各常任委員会に付託した議案第 2 号から議案第 5 号までの事件案 4 件、議案第 6 号から議案第 12 号までの条例案 7 件、議案第 13 号から議案第 20 号までの令和 2 年度予算案 8 件、陳情 2・第 1 号の 1 件、併せて 20 件を、一括議題とし各常任委員長の報告を求めます。

○議長（平田勝章君） はじめに、総務建経常任委員長 字引議員。

○4 番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4 番（字引文威君） それでは、総務建経常任委員会の審査報告を行いません。

日時、令和2年3月9日午前9時から、場所、第三会議室にて行いました。出席議員は字引、瀧澤、吉澤、一ノ瀬、4名。行政の方からは、村長、副村長、藤澤会計管理者、真島係長、日岐係長、湯田係長、振興課長、藤澤産業係長、坂爪建設係長の出席で開催いたしました。

本会議にて付託された事件は、総務課関係と振興課関係について細部に渡り説明を受け、慎重審議の結果それぞれ次の通り決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

まず、議案第2号長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について、「麻績村筑北村学校組合」を削除する内容であり、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

次に、議案第4号生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設大日向農産物直売所の指定管理者の指定について、大日向区に指定するものであり、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第5号村道路線の認定について、宇留賀区村道398号線起点、生坂村大字東広津15282番地1から終点、生坂村大字東広津16197番地3までの拡幅道路を認定するものであり、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第7号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、人事院勧告に伴う条例の一部を改正するものであり、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第8号生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、福祉員と公民館長の任用の在り方について、ボランティア的要素が強いので、謝金としての報償費扱いに変更し、日額で支給する報酬欄に災害弔慰金等認定審査会の委員を追加するもので、全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

議案第13号令和2年度生坂村一般会計予算について、総務課関係について主なものは、総務費の財産管理費、若コミ清掃委託料で外構整備作業はどうなっているかとの質問で、今後外構整備作業はシルバー他に依頼し進めていくとの回答でした。

一般管理費の委託料で総合行政システム委託料はどのようなものがあるのかとの質問で、電算共同化に係る会計システム、住民の情報を扱うシステムと国県などと専用回線で結ぶLGWAN回線の経費で、すべて一般財源との回答でした。会計年度任用職員給与についての説明を求めて、近隣村の給与の実情を勘案し設定したもので、勤務体系で「フルタイム1類・2類・3類・4類」

の種別区分を設けた。保育士等募集の必要人数確保等の状況を踏まえ、慎重に設定し国からも交付税の中に入れて参入されるとの回答でした。

CATV施設維持管理費の工事請負費のICN文字放送システムについて、豪雨時の降雨強度や犀川の河川上昇水位ライブカメラ情報も発信できないかとの質問に、村内3地点の降雨量情報は常時乗せる予定で、河川水位の情報は河川事務所の情報で取り込めるのか。また、Lアラートシステムも発信するので、取り込めるのか今後検討する。また、村長のツイッターも載せる予定で、ICNでこのような情報を流しても村民が見てもらわないと意味がないので、啓発して見ってもらう工夫が必要ではないか。避難所にはICN防災情報が見られるようTV受信器の無い場所は設置が必要との意見もありました。

今年度の国勢調査、調査員の報酬はいくら位か、との質問に、前回の内容で予算計上してある。今年度の基準は今後国から細かい内容が出てくるので、その後正式な費用は出せるというお話でした。

消防費災害対策費の防災士の養成人数はとの問いに、20名を予定しているとのことでした。

消防費の非常備消防費の補助金の消防団員応援補助金の基準はどのように規定するのかとの問いに、これから分団長会議で出動回数等基準を決めてもらうとの説明でした。

以上、総務課関係については採決の結果全員賛成、可とすべきと決定しました。

振興課関係については、公社加工施設の機械修繕費は村民から加工料を取っているので、公社が負担できるものは公社負担にできないかとの質問に、公社職員で修理対応出来ることは対応してもらっているという回答でした。

商工会は「まる得商品券」の処理手数料を2%取っているが、これは村の事業費も入っている所以、これからは取らないように出来ないかとの質問に、これからは商工会に商工会振興費を補助していることもあるので、処理手数料は取らないよう指導していくというお話しでした。

林業振興費の狩猟免許の補助とは、免許取得時補助は1件当たり5,200円で7件、免許更新時補助については1件当たり2,900円で6件を見込んでいる。他医師の診断書、講習会参加費は自己負担で願います。また、猟友会に加入することが条件との説明でした。

高津屋森林公園の管理状況はという質問で、山菜、キノコ等イベント維持できない状況だがという事で質問がありました。昭津、大日向の高齢化、また人材不足で組合の存続が難しい。組合の在り方を見直さなければならない。イベントが維持されるよう考えなければならないという意見でした。

観光費の補助金の赤とんぼフェスティバルの開催内容はどの質問で、昨年並みの内容で有名な出演者を予定し、盛り上げて開催したい、よってこの予算にしたという回答でした。

次に、道路橋梁費の工事請負費の楢尾橋の工事予定はどの質問で、南平、北平部の楢尾橋は、今年度設計・工事とも完成予定です。また、大日向橋・池沢橋は今年度設計、令和3年度工事予定という回答でした。

若者定住住宅工事は、今年度2棟予定されているが建築規模と内容はという質問に、前年度工事内容と同等のものを建設予定ですとの説明でした。

大日向橋の耐震工事は完成しているのではどの質問に、大日向橋上部工事は完成しているが、橋梁中央の橋脚部が洗掘されていることが指摘され、今後補修工事が予定されるとの説明でした。

以上、振興課関係部分について採決の結果全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

続いて、議案第14号令和2年度生坂村営バス特別会計予算。地域公共交通について、生坂村営バス犀川線、池田町営バス、大町市八坂線等を含めた公共交通のあり方を今後検討していく方針との説明がありました。全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第16号令和2年度生坂村簡易水道特別会計予算。委託料の経営戦略委託料の内容はどの質問に、これは国から特別交付税で令和2年度作成率を100%の作成とするため、給配水施設の規模・能力・劣化の現状把握、将来の需要予測、合理的な投資規模を把握し財源等の予測、財源確保の仕方など実施計画を作成する目的のものとのことでした。

宇留賀の水道管本設復旧位置はどういうルートにするのかとの質問に、上部道路への迂回ルートへ布設替えを予定し、地滑り部分を避けて本設すると説明でした。全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第18号令和2年度生坂村農業集落排水特別会計予算。経営管理費の維持管理委託料の機能

診断費の目的はとの質問に、県の補助金 100%を利用し機能診断を行い、最適整備計画を立て国への機能改善補助金を受けることができるものとの説明でした。

農業集落排水区域ごとの普及率はとの質問に、下生野地域 90.5%、上生坂地域 91.9%、草尾地域 86.2%となっているとの説明でした。全員賛成、可とすべきと決定しました。

以上、本会議にて総務建経常任委員会に付託された事件の審議内容と審議結果を報告いたします。

○議長（平田勝章君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。

総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） なければ、次に 社会文教常任委員長 望月議員。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、望月議員。

○1 番（望月典子君） 委員長報告をいたします。生坂村議会議長 平田勝章殿。社会文教常任委員長 望月典子。令和 2 年 3 月 6 日の本会議で社会文教常任委員会に付託された議案 11 件、陳情 1 件について 10 日に委員会を開催しましたので、その結果をご報告いたします。

午前 9 時より、出席者は当委員会委員 4 名、説明者として村長、教育長、教育次長、健康福祉課長、住民課長、保育園園長、関係部署係長 7 名です。詳細に説明を受け、慎重に審査した結果を順次ご報告いたします。なお、予算案については連合審査を行いましたことをここに申し添えておきます。

まず、議案第 13 号 令和 2 年度生坂村一般会計予算の認定については、住民課、健康福祉課、教育委員会全てにおいて、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。関係部署について主なものを報告します。

最初に住民課です。歳入の法人税の説明の部分で、法人の区分・税率・件数等の一覧表が欲しいとの要望があり、後ほど出席者全員に配付されましたのでここでは渴愛させていただきます。

委託料が前年より下がった理由はとの問いに、去年は手作業で行っていた仕事を電算化するた

めのシステム構築の委託のため予算を計上したが、今年度は必要がないのでその分減ったと説明がありました。マッチングシステムの登録者数と今後利用者を増やすための取組があればとの問いに、登録者数は1名、チラシ等のデザインを変えたりしているが反応は鈍いとの説明でした。マイナンバーカードは、今年度は見込み8枚を含めて28枚。今までの総数は195枚とのこと。やはり少ないね、という声が上がりました。日岐の宮の上団地の老朽化した遊具撤去の説明に、新しく設置しないのかの問いに、面積が確保できないため、また、危険なため新設は考えていないとの答えでした。就労センターの登録者数は減らないように考えているかの質問に、作業内容の幅を広げて1名でも増やしていきたいとの返事でした。住民課は以上です。

次に健康福祉課に移ります。国民健康保険事務費の委託料の使い道は何かの問いに、高齢者は今まで高齢者受給証と国民健康保険証の2枚が必要だったが制度改正により一体化して1枚にするための電算処理の委託料との説明がありました。旅費として上がっている通勤費用に係る費用弁償費については、引きこもり支援のための完全専門委員のための費用とのことでした。伝染病予防としてマスクの備蓄はあるかとの質問に、ある。社協にも順次提供しているという返事でした。自殺対策強化事業補助金の使い道はという質問に、心の健康相談事業、保育園保護者の感情コントロール講座、中学生の自己肯定感アップ講座等に活用しているという事でした。以上健康福祉課です。

次に教育委員会に移ります。新年度の保育園の入園児の数の質問に、6名だがうち3歳児は1人だけで、ゼロ歳・1歳が多く未満児は現在2桁になると説明がありました。また、認可外保育所の質問に安曇野市へ4名、池田町へ1名が村から補助を受けて通園していると説明がありました。また、一時保育は保育料・給食費共に有料だが、月に平均すれば5~6人の利用者があるとのことでした。子育て広場の活動内容の質問に、誕生日会・クッキング講座・乳児マッサージ講習等、年間20回弱開催するとの返事でした。小学校管理費の負担金の統合型公務支援システムというのはどういうものかとの問いに、働き方改革の観点に基づくもので県教委の指導により統一性をもって事務作業等を電算化し、改革・効率アップにつなげるためのシステム構築負担金という事でした。国は先生を管理しようという考えがあるように思えるという意見が出ました。小学校

と中学校の校舎清掃委託料の差額が大きすぎるがとの問いに、中学校の清掃内容の量が多い。ガラス・網戸・雨どい・クモの巣清掃・体育館床ワックス等、それに加えて高所作業車が必要でどうしても中学の方が高額になるとの返事でした。社会教育総務費の関係で、委員から男女共同参画策定委員会はパンフレットを作ったり会議を行っているのだから、是非活動を周知してほしいという意見がありました。児童館はエアコン2台の設置工事と遊戯室・ホールの床をきれいに削ってワックスをかける工事をすると説明がありました。新年度の村民運動会の内容とか大きな変更はあるかとの問いに、分館対抗は難しい状況なので選手対抗の2~3チームに分けた種目を考えていると答えがあり、小学校との合同運動会は無理かとの問いに、学校と折り合いがつかないと言われ、質問者は是非検討してほしいと結びました。議案第13号の報告は以上です。

この後は議案番号の順に報告させていただきます。

議案第3号 穂高広域施設組合理約の変更について、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定。内容は、筑北村が穂高広域施設組合に加入のため、規約の標記に筑北村の名前が載るための変更というもの。令和2年4月1日から施行する。

議案第6号 生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定。成年被後見人は法定代理人が同行すれば意見能力を有しないものとして印鑑の登録が出来るというもの。公布の日から施行する。

議案第9号 生坂村福祉員条例を廃止する条例案、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定。内容ですが、会計年度任用職員制度の導入により福祉員はボランティア要素が強く、非常勤職員に当たらないための、当たらないため条例を廃止するもの。令和2年4月1日から施行する。

議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定。支給対象遺族が拡大されたこと。災害援助資金の利率が3%から1.5%に改正されたための条例改正です。公布の日から施行する。

議案第11号 生坂村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定。令和2年4月1日から、2歳未満の乳幼児に対する燃えるごみ専用指定袋交付事業を行うにあたり、一部を改正するもの。令和2年4月1日から施行する。

議案第 12 号 生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定。刑事施設入所者の保険税の減免に関する改正。公布の日から施行する。

次に特別会計予算に移ります。

議案第 15 号 令和 2 年度生坂村福祉センター特別会計予算、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定。一般管理費の委託料の項の調査委託料とはどういうものかとの問いに、建物・空調・電気・衛生関係を調査し、経営戦略につなげたいと思っているとの答えに、結果が出るように有効に活用してほしいと要請がありました。

議案第 17 号 令和 2 年度生坂村国民健康保険特別会計予算、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定。1 月末時点で国保の加入者は 509 名・294 世帯と説明があり、特定健診の受診率は 55%で、60%を目指すとの説明もありました。

議案第 19 号 令和 2 年度生坂村介護保険特別会計予算、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定。居宅サービスの増加、要介護 4・5 の増加で給付費が増えているとの説明があり、はるかぜは施設へ入所する人が増えて利用者が少なくなった。今後の方針を考える時期かもしれないという説明もありました。

議員、議案、失礼しました。議案第 20 号 令和 2 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定。現在村の後期高齢者は 490 名とのこと。人間ドックの数はどの様に推移しているかの問いに、前年は 11 名、本年度は日帰り 9 名、一泊 1 名、脳ドック 1 名との説明がありました。以上で特別会計予算は終わります。

後最後に陳情の報告です。陳情 2 の 1、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書、全員賛成で意見書を提出することと決定しました。

以上、審査の経過と結果を申し上げて社会文教常任委員長の報告といたします。終わります。

○議長（平田勝章君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎討 論（午後 2 時 01 分）

○議長（平田勝章君） なければ、次に 討論に入ります。

ただ今、委員長報告のありました事件案 4 件、条例案 7 件、令和 2 年度予算案 8 件、陳情 1 件を一括し、反対討論のある方の発言を許します。反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） 反対討論は無いようですので、賛成討論は省略し、討論を終結いたします。

◎採 決（午後 2 時 36 分）

○議長（平田勝章君） これより採決に入ります。

はじめに、議案第 2 号長野県町村公平委員会共同設置規約の変更についてを採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 3 号穂高広域施設組合規約の変更についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 4 号生坂村中山間地域特別農業農村対策事業施設大日向農産物直売所の指定管理者の指定についてを採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第5号村道路線の認定についてを採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第6号生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第7号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第8号生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第9号生坂村福祉員条例を廃止する条例案を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第10号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 11 号生坂村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 12 号生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、令和 2 年度当初予算については、賛成の方の起立を求めます。まず、議案第 13 号 令和 2 年度生坂村一般会計予算を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 14 号令和 2 年度生坂村営バス特別会計予算を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 15 号令和 2 年度生坂村福祉センター特別会計予算を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 16 号令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計予算を採決し

ます。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 17 号令和 2 年度生坂村国民健康保険特別会計予算を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 18 号令和 2 年度生坂村農業集落排水特別会計予算を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 19 号令和 2 年度生坂村介護保険特別会計予算を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 20 号令和 2 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程 3. 3月 16 日の追加議案の質疑・討論（午後 2 時 44 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 3、定例会の 11 日目、3 月 16 日に理事者から提出された追加議案、議案第 21 号から議案第 30 号までは人事案ですので、質疑・討論は省略します。

議案第 31 号から議案第 39 号までの事件案 1 件、令和元年度補正予算案 8 件について、質疑・討論のある方の発言を許します。はじめに、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平田勝章君) 無ければ、次に、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平田勝章君) 反対討論はないようですので、賛成討論は省略し討論を終結いたします。

◎採 決(午後 2 時 45 分)

○議長(平田勝章君) これより採決に入ります。

議案第 21 号 生坂村農業委員会委員の任命についてを採決します。議案第 21 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(平田勝章君) 起立全員です。

よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(平田勝章君) 次に、議案第 22 号生坂村農業委員会委員の任命についてを採決します。議案第 22 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(平田勝章君) 起立全員です。

よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(平田勝章君) 議案第 23 号生坂村農業委員会委員の任命についてを採決します。議案第 23 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(平田勝章君) 起立全員です。

よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(平田勝章君) 議案第 24 号生坂村農業委員会委員の任命についてを採決します。議案第 24 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 議案第 25 号生坂村農業委員会委員の任命についてを採決します。議案第 25 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 議案第 26 号生坂村農業委員会委員の任命についてを採決します。議案第 26 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 議案第 27 号生坂村農業委員会委員の任命についてを採決します。議案第 27 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 議案第 28 号生坂村農業委員会委員の任命についてを採決します。議案第 28 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 議案第 29 号生坂村農業委員会委員の任命についてを採決します。議案第 29 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 議案第 30 号生坂村農業委員会委員の任命についてを採決します。議案第 30 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（平田勝章君） 起立全員です。

よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 議案第 31 号建設工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第 31 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 31 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 議案第 32 号令和元年度生坂村一般会計補正予算（第 5 号）を採決します。議案第 32 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 33 号から議案第 39 号までの、令和元年度特別会計補正予算案 7 件を一括して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） 異議なしと認めます。それでは、議案第 33 号から 議案第 39 号までの、令和元年度特別会計補正予算案 7 件を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 33 号から 議案第 39 号までの、令和元年度特別会計補正予算案 7 件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議事日程の追加（午後 2 時 51 分）

○議長（平田勝章君） お諮りします。お手元に配付してあります日程のほかに、本日議員より提出されております発議第 1 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書と、議員派遣の件の、併せて 2 件を追加したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書と、議員派遣の件についての、併せて2件を日程に追加いたします。

追加日程を事務局より配付させますので、しばらく お待ちください。

（事務局…追加議事日程等配付）

◎追加日程1・発議第1号（午後2時52分）

○議長（平田勝章君） 追加日程1・発議第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書を議題とします。提出議員の朗読説明を求めます。

○議長（平田勝章君） 1番 望月議員。

〔社会文教常任委員長 望月典子君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論（午後2時58分）

○議長（平田勝章君） 質疑・討論に入ります。

追加日程1、発議第1号について、質疑・討論のある方の発言を許します。反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） 反対討論はないようですので、賛成討論は省略し、討論を終結いたします。

◎採 決（午後2時58分）

○議長（平田勝章君） これより採決に入ります。

追加日程 1、発議第 1 号医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、発議第 1 号医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程 2・議員派遣の件（午後 2 時 59 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 2、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。

議員派遣の件については、議会会議規則第 127 条第 2 項の規定により、お手元に配付した議案書のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、議員派遣の件は議案書のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎継続審査の申出（午後 2 時 59 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 4 閉会中の継続審査及び調査の申出についてを議題とします。お手元にお配りしてあるとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。議会会議規則第 74 条の規定により、これを許可したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、議会運営委員長 太田議員、総務建経常任委員長 宇引議員、社会文教常任委員長 望月議員から申し出のありました、閉会中の継続審査及び調査を

許可することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 以上で、本定例会に付された議事日程はすべて終了しました。

ここで、村長のあいさつを求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和2年第1回生坂村議会3月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。

6日から始まりました3月定例会でございましたが、提案しました議案を慎重にご審議をいただきまして、全議案を原案のとおりご採択いただき、誠にありがとうございました。

さて、今定例会でお認めいただいた来年度の予算と、ローリングしました「いくさか村づくり計画」に沿いまして、生坂創生に向けて新事業を含む4つの重点事業をしっかりと遂行してまいりたいと考えております。また、議員各位から一般質問で質され、ご回答させていただいた内容に沿いしても、しっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

現在、当村で実施しています国の事業関係では、小立野築堤工事は、今年の夏前頃の完成を目指して工事が進められ、国道19号山清路防災トンネル事業は、今年の夏頃に貫通見込みであります。また、生坂トンネル北側の沢の堰堤嵩上げ工事も、夏頃の完成予定であり、木村の法面整備は、現在ボーリング調査を行っており、来年度は実施設計に入る予定であるとのことでございます。

次に県の事業関係につきましては、大町麻績インター千曲線山清路バイパス工事の新橋梁は、橋のアーチ部分が少し見えてきまして、今年の夏頃完成予定であり、橋の取り付け部分の舗装工事等を実施して全線開通の予定であるとのことであります。

また、地すべりが発生した大倉地区では、排水処理の地すべり対策事業の工事の効果が出てきており、犀川護岸工事を進めながら、村道を安定させるための具体的な計画を立てていくとのことでございます。

今定例会で負担金をお認めいただきました中村団地の急傾斜地崩壊対策事業は、来年度に工事

を着工いたしますし、「道の駅いくさかの郷」上部の桧沢につきましては、地質調査をしているところでございます。

今後も、当村の安全・安心な生活を守るために、ハード面の事業は国・県の関係機関に要望してまいりたいと考えております。

3月定例会の最終日までに決定通知が間に合いませんでしたが、3月分の特別交付税につきましては、今定例会の補正予算をお認めいただきましたので、年度当初の基金取り崩し分の99,000千円は、現在の余剰分と今月の特別交付税を見込みますと、全額基金を崩さずに済みそうです。20,000千円ほど基金に積み立てられる状況だと考えているところでございます。

今後専決処分をお願いし、臨時財政対策債でお借りした起債を繰上償還するために、減債基金に積み立てていきたいと考えております。来年度以降も、お認めをいただきました予算の他に必要な事業には補正予算をお願いしていく中で、引き続き将来負担の軽減施策などの有効的な財源活用を図りながら、財政健全化に向けても取り組んでまいります。

第6次総合計画の将来像は、「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」であります。キャッチフレーズは、「新たな発想で 未来を創り出し 人と自然が輝く いくさか」でございます。

村民の皆さんのご理解、ご協力をお願いし、新たな発想で協働による村づくりを継続し、豊かな自然と村民の皆さんが輝き、明るく健やかな生坂村を創り出すために、議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉 会（午後3時05分）

○議長（平田勝章君） 本定例会の会議に付された事件につきまして、慎重審議をいただき終了しました。深く感謝いたします。

これで、本日の会議を閉じます。令和2年第1回生坂村議会定例会を閉会します。

なお、この後、議会全員協議会を開催しますので、第3会議室にお集まりください。

○議長（平田勝章君） 起立。礼。どうもご苦労様でございました。



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年3月17日

議長	平	田	勝	章
署名議員	市	川	邦	明
署名議員	望	月	典	子

